

令和2年度 あさぎり町議会第3回会議会議録（第5号）						
招集年月日	令和2年6月9日					
招集の場所	あさぎり町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	令和2年6月12日 午前10時00分			議長	徳永正道
	散会	令和2年6月12日 午後3時50分			議長	徳永正道
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 出席 15名 欠席 1名 ○出席 △欠席 ×不応招	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
	1	小谷節雄	○	8	山口和幸	○
	2	岩本恭典	○	9	永井英治	○
	3	難波文美	○	10	皆越てる子	○
	4	加賀山瑞津子	○	11	小見田和行	○
	5	橋本誠	○	12	溝口峰男	○
	6	小出高明	○	13	森岡勉	○
	7	豊永喜一	○	14	徳永正道	○
議事録署名議員	5番 橋本誠		6番 小出高明			
出席した議会書記	事務局長 大林弘幸		事務局書記 丸山修一			
地方自治法第121 条により説明のた め出席した者の職 氏名 出席 ○ 欠席 ×	職名	氏名	出欠等の別	職名	氏名	出欠等の別
	町長	尾鷹一範	○	教育長	米良隆夫	○
	副町長	加藤弘	○	教育課長	出田茂	○
	総務課長	土肥克也	○	会計 管理者	田中伸明	○
	企画財政 課長	船津宏	○	農林振興 課長	万江幸一朗	○
	税務課長	那須正吾	○	商工観光 課長	北口俊朗	○
	町民課長	深水昌彦	○	建設課長	大藪哲夫	○
	生活福祉 課長	山内悟	○	上下水道 課長	林敬一	○
	高齢福祉 課長	木下尚宏	○	農業委員会 事務局長	山本祐二	○
	健康推進 課長	松本良一	○			
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					

### 議事日程（第5号）

- 日程第 1 議案第 4号 あさぎり町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議案第 5号 あさぎり町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 6号 あさぎり町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 7号 あさぎり町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 8号 あさぎり町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 9号 あさぎり町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第10号 あさぎり町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第11号 あさぎり町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第12号 あさぎり町中心市街地活性化推進委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第13号 令和2年度あさぎり町一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第11 議案第14号 令和2年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第12 議案第15号 令和2年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第13 議案第16号 令和2年度あさぎり町水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第14 議案第17号 令和2年度あさぎり町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第15 報告第 6号 令和元年度繰越明許費繰越計算書（一般会計）の報告について
- 日程第16 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第17 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第18 発議第 2号 公共施設マネジメント調査特別委員会設置に関する決議について
- 日程第19 発議第 3号 議会活性化調査特別委員会設置に関する決議について
- 追加日程第 1 議案第18号 バックホウ型草刈機の買入れについて
- 追加日程第 2 議案第19号 ふれあい福祉センター改修工事請負契約の締結について
- 追加日程第 3 同意第 2号 あさぎり町教育委員の任命同意について

---

### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 4号 あさぎり町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議案第 5号 あさぎり町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 6号 あさぎり町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 7号 あさぎり町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 8号 あさぎり町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

の一部を改正する条例の制定について

- 日程第 6 議案第 9号 あさぎり町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第10号 あさぎり町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第11号 あさぎり町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第12号 あさぎり町中心市街地活性化推進委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第13号 令和2年度あさぎり町一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第11 議案第14号 令和2年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第12 議案第15号 令和2年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第13 議案第16号 令和2年度あさぎり町水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第14 議案第17号 令和2年度あさぎり町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第15 報告第 6号 令和元年度繰越明許費繰越計算書（一般会計）の報告について
- 日程第16 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第17 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第18 発議第 2号 公共施設マネジメント調査特別委員会設置に関する決議について
- 日程第19 発議第 3号 議会活性化調査特別委員会設置に関する決議について
- 追加日程第 1 議案第18号 バックホウ型草刈機の買入れについて
- 追加日程第 2 議案第19号 ふれあい福祉センター改修工事請負契約の締結について
- 追加日程第 3 同意第 2号 あさぎり町教育委員の任命同意について

---

## 午前10時 開 会

- 議会事務局長（大林 弘幸君） 起立願います。礼。着席ください。
- ◎議長（徳永 正道君） ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。ここで一昨日の溝口峰男議員の一般質問に対して追加答弁の申し出がっておりますので、これを許可します。農林振興課長。
- 農林振興課長（万江 幸一郎君） はい、おはようございます。農林振興課から一般質問に関しまして追加の説明をさせていただきます。まず第1点目。大型特殊免許の取得についてになります。熊本県の公安委員会へお尋ねをいたしております。まず第1点目について、道路運送車両法の改正によりまして、受講者の方、免許取得事項の方がかなり多い状況ということで、現在の状況がいつまで続くのかということをお尋ねをいたしております。それに対しまして、試験を受けられる方は高齢者の方が非常に多いということです。60歳から80歳ぐらいまでが非常に多いという話です。それから若い人、おおむね50歳くらいまでの方は、かなり免許を持っておられる方が多いのではというお話を伺っております。それから、これから免許を取られる潜在的な人数の把握ができていないけれども、今の状況が続いたとしても、1年から2年の間であるというふうに考えているというお答えです。それから第2点目、それに対する対応策の検討及び実施についてということで伺っております。大型免許特殊免許試験については、毎週水曜日に実施をしており、本年3月までは試験の台数、車両台数が1台対応していたものが、本年4月以降は2台で対応していると。それから、今後大型特殊車両持ち込みによる練習等として免許センターのコースを土日限定で開放するように規定を変更して対応はしているけれども、現在のところ申し込みがないというはお話を伺っております。それから、出張試験免許センターの出張試験は、現在県立農大でのみ行っている。標準コースさえ確保できれば出張試

験も可能ではあるけれども、現状においては対応が人間的にも非常に厳しいという話を伺っておるところです。それから、県立農大を所管する県の農地担い手支援課にもお話を伺っております。近年増加している大型特殊免許取得に係る対策についてということで回答をいただいております。県内でも安全講座を開催できるコースは、民間除くと県立農大しかない。従来から行っている安全講座のほか、本年度から当該施設を利用して、JA経済連にも実施をしていただくが、県としてはほかには手だてがないというような状況であるということをお伺いしております。それから2点目に関しまして、豊永議員からの一般質問についてありました農耕車両の事故防止の啓発についてということですのでけれども、帰りまして課内で検討しまして、町の広報紙でもですね、8月号にて掲載をする予定ということで結論を出しております。以上、農林振興課からの報告を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 豊永喜一議員からの一般質問の追加答弁でもございました。失礼いたしました。次に、税務課長よりの追加答弁の申し出がっておりますのでこれを許可します。税務課長。

●税務課長（那須 正吾君） おはようございます。それでは豊永議員より、一般質問の中で固定資産税の中の償却資産で課税している農業機械は何台あるかという御質問がございました。今回、償却資産の中でトラクターとコンバインに限定して数量を把握しました結果、全部で54台ということになります。そのうちトラクターが12台でございます。以上でございます。

#### 日程第1 議案第4号

◎議長（徳永 正道君） 日程第1、議案第4号、あさぎり町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） おはようございます。議案第4号、あさぎり町税条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。地方税制の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要がある。よって地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしく願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 税務課長。

●税務課長（那須 正吾君） はい。それでは、議案第4号について御説明申し上げます。4ページをお願いいたします。新旧対照表にて御説明申し上げます。まず第1条による改正で、第10条は、第61条と第62条が追加されております。第61条は新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の事業用家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例で、前年度の収入割合で、収入割合に応じまして、税額の減額がされるものでございます。第62条は、先端設備等への新規の設備投資に対する事業用家屋と構築物を加え、また適用期間を2年延長されたものでございます。10条の2、右の1番下の第27項の追加でございますが、先ほど申しました先端設備等に投資した事業用家屋と、構築物が加えられました。要件を満たしていれば、固定資産税を課されることとなった年度から3年度分が税額をゼロとすることになります。次ページをお願いいたします。第15条の2は、軽自動車を購入する場合に課税される環境性能割の税率1%分軽減の特例措置を6カ月延長し、令和3年3月31日までに取得した者を対象とするものです。第24条は、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月1日以降の収入がおおむね20%以上減少し、納税することが困難である事業者等に対し、1年間徴収を猶予する特例を設けられたものでございます。次ページをお願いいたします。次に第2条による改正で第10条は法律改正に伴う条ずれの改正でございます。1番下の第25条は、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例で、指定行事を中止した主催者に対する入場料金等の払い戻し請求権を放棄した場合、寄附金をしたものとみなして寄附金税額控除の対象とするものでございます。次ページをお願いいたします。第26条は、新型コロナウイルス感染症の影響

による住宅建設の遅延等の対応として、住宅ローン控除の適用要件を弾力化したものでございます。令和2年12月末までに入居できなかった場合でも、一定の要件を満たせば、控除期間が13年に延長された住宅ローン控除の適用ができるものでございます。次3ページをお願いいたします。附則で、この条例は公布の日から施行する。ただし第2条の規定は令和3年1月1日から施行するとなっております。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。  
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（徳永 正道君） これから議案第4号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。  
（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第4号は原案のとおり可決されました。

## 日程第2 議案第5号

◎議長（徳永 正道君） 日程第2、議案第5号、あさぎり町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第5号あさぎり町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要があります。よって地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるために提出するものです。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 税務課長。

●税務課長（那須 正吾君） それでは議案第5号について御説明申し上げます。3ページをお願いいたします。今回の改正は、都市計画区域内にある低未利用土地等を譲渡した場合に一定の要件を満たすと長期譲渡所得の金額から最高100万円までの控除ができるようになるものでございます。中ほどの35条の3第1項の追加、次ページをお願いいたします。前ページと同じ、同条の追加は、法律の改正に伴い追加されたものでございます。2ページをお願いいたします。附則で、この条例は令和3年1月1日から施行となります。以上でございます。よろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。  
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（徳永 正道君） これから議案第5号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。  
（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第5号は原案のとおり可決されました。

### 日程第3 議案第6号

◎議長（徳永 正道君） 日程第3、議案第6号、あさぎり町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第6号、あさぎり町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要がある。よって地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（山内 悟君） おはようございます。議案第6号につきまして説明いたします。今回の改正につきましては、子ども子育て支援法を根拠法令とする特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が公布されたことに伴い、当町における関係条例の一部を改正するものでございます。小人数で0歳から2歳の子どもの保育を行う特定地域型保育事業につきましては、主に都市部で行われておりますが、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育の四つの種類があり、現在あさぎり町ではこの地域型保育事業所は開設されておられません。改正の主な要点といたしましては、特定地域型保育事業所は、小規模事業であることを踏まえ、集団保育の提供など保育内容の支援、職員が病気の場合等の代替保育の提供、卒園後の受け皿確保のための保育所などとの連携が必要とされています。子ども子育て支援新制度が開始され、5年間の経過措置が設けられておりましたが、全国で人員不足等の理由により、連携施設の確保が困難であることから緩和となったものでございます。6ページの新旧対照表をご覧ください。第42条の第2項から第5項は、今回の改正により新しく追加される部分で、それにより第1項は本文中の項の名称が第4項から第5項に変わります。第2項は、代替保育の提供に係る連携施設確保の緩和で、その要件となっています。次の7ページの第3項は、第2項の連携施設の確保が著しく困難で、代替保育の提供が必要な場合に、連携協力を行うものを定めており、小規模保育事業でA型B型とありますのは、職員や設備などの基準により区分されています。第4項は特定地域型保育事業が2歳で終了するため、保護者の希望に基づき引き続き連携施設において保育教育を提供することとなっていますが、それを除外する要件を規定しております。8ページの第5項は、第4項の場合に連携協力を行うものとして確保する必要があり、保育所や地域型保育事業などを指定しています。改正前の第2項と第3項は項の追加により、それぞれ第6項と第7項となり、第6項本文中の項の名称が、前項から第1項に変わります。また、9ページの2行目の障害児入所支援施設は、障害児入所施設としています。第7項は、第8項の追加に伴う表記の変更であり、保育所型事業所内保育事業と定めております。第8項では、保育所型事業所内保育事業者のうち、満3歳以上の児童の受け入れを行っており、町長が認める場合は、連携施設の確保は不要とする内容となっております。第50条は準用規定ですが、法制上の観点から、表記や付属点の追加などの修正を今回の改正にあわせて行うものであります。なお、この条例は公布の日から施行することとしております。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。加賀山議員。

○議員（4番 加賀山 瑞津子さん） 1点だけお伺いいたします。実は今既存のですね保育園におきまして

も、支援の必要なお子さんに関しては、そういうお子さんを保育する場合には保育補助者を置くなどして対応していただいておりますが、私の知人が熊本市内なんですけど小規模で保育所をしております。実はそこを利用されている小さいお子さんは障害お持ちの方を受け入れられる場合が非常に多いんですが、あさぎりで生まれた子供さんの中で、そういうこう特別な支援が小さいときから必要と言われるお子さんがどれぐらいいらっしゃるか町のほうは把握されてるでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（山内 悟君） はい。数のほうはですね今現在把握はしておりませんが、保育園におきましても現在障害児を受け入れられておられる保育園がございます。

◎議長（徳永 正道君） 加賀山議員。

○議員（4番 加賀山 瑞津子さん） はい、今ですねあさぎりの場合には本当子育てにも手厚く対応していただいておりますが、既存の保育園のほうでも対応していただいておりますが、最近お子さんのですね、障害のいろんな症状っていうか、状況があらわれるお子さんが多数増えてきておりますので、本当にこうお母さんが1人で小さいお子さんをですねハイハイしている子が立って歩き出して、本当にこう見守りが1人で大変っていうお母様方もいらっしゃると思いますので、こういう制度があるっていうのもですね含めながらお手伝いして下さる方あたりもですね広く町としてもPRしていただければと思って質問いたしました。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（山内 悟君） はい、子育てに関する件ということでですね御相談等があれば、こちらのほうでも検討させていただきたいというふうに思います。

◎議長（徳永 正道君） 加賀山議員。

○議員（4番 加賀山 瑞津子さん） すいません3回目になりますが、御相談があればっていう姿勢では絶対わかりません。お母さんたちにこういう形がありますよっていうのはちゃんとPRしないとどこに相談に行ってもいいかわからないという相談も私たちは受けますので、その場合にはまた町のほうにはつないでいきますが、新しい制度が出たときとかは町民の方にわかりやすいように、町としても一歩歩み寄っていただきたいと思います。お願いします。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（山内 悟君） そういうことで広報等させていただきたいと思います。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 他にございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） れでは質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（徳永 正道君） これから議案第6号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の御起立を願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第6号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第4 議案第7号

◎議長（徳永 正道君） 日程第4、議案第7号、あさぎ町家庭的保育事業所等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第7号、あさぎ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条

例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要がある。よって地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるために提出するものです。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（山内 悟君） それでは議案第7号につきまして説明いたします。今回の改正につきましては、児童福祉法を根拠法令とする家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する厚生労働省令が公布されたことに伴い、当町における関係条例の一部を改正するものでございます。家庭的保育事業等も議案第6号の地域型保育事業と同じ事業であり、本条例は町が認可を行うための設備及び運営に関する基準となっています。従いまして改正の主な要点も議案第6号とほぼ同じ内容で、連携施設確保の緩和に加え、居宅訪問型保育事業の利用範囲の拡大が追加されています。第6条の第4項と第5項が今回の改正によりまして新しく追加される部分で、第4項はさまざまな対応策の活用により引き続き教育保育の提供を受けることができる場合や、連携施設の確保が著しく困難な場合は、地域型保育事業所卒園後の受け入れ先の確保は不要となります。次の第5項で、連携施設の確保が著しく困難な場合には、連携協力を行うものが必要であり、地域型保育事業を行う施設を指定しています。5ページ第37条は、居宅訪問型保育事業の保育内容ですが、第4項でひとり親家庭の乳幼児の保護者が失業、疲労その他の身体上精神上もしくは環境上の理由により家庭で乳幼児を養育することが困難な場合を追加する内容となっております。最後にこの条例は公布の日から施行することとしております。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。  
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（徳永 正道君） これから議案第7号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。  
（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第7号は原案のとおり可決されました。

## 日程第5 議案第8号

◎議長（徳永 正道君） 日程第5、議案第8号、あさぎり町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第8号、あさぎり町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要がある。よって、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（山内 悟君） はい、議案第8号につきまして説明いたします。今回の改正につきましては、児童福祉法を根拠法令とする放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する厚生労



働省令が公布されたことに伴い、当町における関係条例の一部を改正するものです。改正の主な要点は、放課後児童支援員認定資格研修の受講機会の拡大でございます。放課後児童支援員は保育士の資格を有するなど、本条例第十条第3項の各号のいずれかに該当するものであって、都道府県知事または指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならないとされておりましたが、今回中核市の町も放課後児童支援員認定資格研修を実施できることとなっています。3ページの新旧対照表をご覧ください。第10条第3項に中核市を追加しております。中核市につきましては、人口20万人以上の都市であり、令和2年4月1日現在全国には60市、九州内では大分市、宮崎市、鹿児島市などが中核市となっております。改正省令の施行日が平成2年4月1日であることから、条例は公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用することとしております。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。  
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（徳永 正道君） これから議案第8号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第8号は原案のとおり可決されました。

## 日程第6 議案第9号

◎議長（徳永 正道君） 日程第6、議案第9号、あさぎり町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第9号あさぎり町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免措置の実施に伴い、本条例の一部を改正する必要がある。よって、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 高齢福祉課長。

●高齢福祉課課長（木下 尚宏君） おはようございます。それでは、議案第9号について御説明いたします。今回の改正につきましては4月に閣議決定されました新型コロナウイルス感染症緊急経済対策を受けまして、感染症の影響により一定程度収入が下がった方に対し、介護保険料の免除を行うことを目的として改正するものでございます。感染症に対します一時的な特例となりますため、附則への追加として改正を行うこととしております。主な内容は、減免対象となる保険料、減免要件、減免申請時期の特例を定める内容でございます。次のページをお願いいたします。条文でございますが、先に説明いたしましたとおり、感染症に対する一時的な特例となりますことから、附則に次の1条を加える改正を行います。第9条第1項で、減免対象となる保険料を、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限がある保険料としております。中ほどの括弧書き、第1項第1号と2号で減免対象となる方の要件を規定しております。まず1号では、感染症により第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者が死亡したまたは重篤な傷病を負ったこと。2号では、感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の事業収入などの減少が見込まれ、次のア及びイ両方に該当すること。アでは事業収入などのいずれかの減少額が前年の3割以上であること。次のページをお願い

いたします。イで減少が見込まれる事業収入以外の前年所得合計額が400万円以下であることとしております。第2項で、減免申請期限の特例規定を設けております。施行日は公布の日からとし、改正後の附則第9条の規定は令和2年2月1日から適用することとしております。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。  
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（徳永 正道君） これから議案第9号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。  
（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第9号は原案のとおり可決されました。

## 日程第7 議案第10号

◎議長（徳永 正道君） 日程第7、議案第10号、あさぎり町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第10号、あさぎり町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。国民健康保険から傷病手当金を支給するため、本条例の一部を改正する必要がある。よって、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 健康推進課長。

●健康推進課長（松本 良一君） おはようございます。それでは、議案第10号につきまして御説明いたします。今回の条例改正につきましては、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、傷病手当金を支給いたします関係で、本条例の一部を改正するものでございます。詳細につきましては次のページで説明いたします。あさぎり町国民健康保険条例の一部を改正する条例。あさぎり町国民健康保険条例の一部を次のとおり改正するというので、この条例につきましても、一時的な特例というようなことから、附則への追加をするものといたします。附則の次の見出し及び6項を加えるということで、第6項からでございますけれども、第6項につきましては、傷病手当金の支給要件、それから対象となる期間に関する事項について定めるものでございます。それから第7項につきましては、支給金額の算定方法について定めるものでございます。第8項につきましては、支給期間を定めるものでございます。それから次のページになりますけれども、3ページでございます。第9項から第11項につきましては、事業主の給与等の支払い状況に応じた傷病手当金の支給額について定めるものでございます。附則、この条例は公布の日から施行し、改正後の附則第6項から第11項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が、令和2年1月1日から規則で定めるまでの間に属する場合に適用することとするということで、規則で定める日というのが令和2年9月30日までということで規定をいたしたところでございます。以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論あ

りませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長(徳永 正道君) これから議案第10号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎議長(徳永 正道君) 起立多数です。したがって議案第10号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第8 議案第11号

◎議長(徳永 正道君) 日程第8、議案第11号あさぎり町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長(尾鷹 一範君) 議案第11号、あさぎり町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要がある。よって、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長(徳永 正道君) 健康推進課長。

●健康推進課長(松本 良一君) はい、それでは議案第11号につきまして御説明いたします。今回の条例改正につきましては、後期高齢者広域連合の条例の改正に伴いまして、本条例の改正を行うものでございます。次の2ページをお願いします。あさぎり町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につきまして、今回第2条の町が処理する事務に、第8号として傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付事務を追加するものでございます。附則、この条例は公布の日から施行するものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎議長(徳永 正道君) 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長(徳永 正道君) これから議案第11号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎議長(徳永 正道君) 起立多数です。したがって議案第11号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第9 議案第12号

◎議長(徳永 正道君) 日程第9、議案第12号、あさぎり町中心市街地地域活性化推進委員会設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長(尾鷹 一範君) 議案第12号、あさぎり町中心市街地活性化推進委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。あさぎり町中心市街地活性化推進委員会の委員等を増員するため、本条例の一部を改正する必要がある。よって、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 商工観光課長。

●商工観光課長（北口 俊朗君） おはようございます。それでは議案第12号につきまして説明いたします。今回の条例改正につきましては、あさぎり駅前再開発基本構想の見直し、再検討を行うため、本条例を一部改正し、町民から広く意見を聴取したいという思いです。それでは新旧対照表によりまして説明いたしますが、第3条、委員会は委員10名以内で組織する。の条文を委員会は委員20人以内で組織するということが増員しております。そして、第7条にオブザーバーの設置を挿入しております。専門的な有識者にアドバイスをいただきたいということで、オブザーバー設置を入れております。以降、第7条以降が新しく第8条以降に繰り下がるものです。この条例につきましては、公布の日から施行するとしております。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。皆越議員。

○議員（10番 皆越 てる子さん） 10番皆越です。10名からですね20人以内というようなことだと思いますので、やはり委員が多くなりますと欠席も多いかと思えます。不用額が生じないようにですね、皆さんの出席をいただいて中心市街地の活性化に図っていただきたいと思えます。

◎議長（徳永 正道君） 商工観光課長。

●商工観光課長（北口 俊朗君） はい。できる限り出席率が上がるように周知徹底したいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 他にございませんか。小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい。今回オブザーバーということで新しく規定が入ってきておりますが、条例の本文の第3条の2項、4号ですか。学識経験者というのが正式の委員の中にそういう規定があるわけですが、今回は別途オブザーバーを置くことができるという規定を新たに設けられる。恐らく私は推測するにはですね、すべての委員会には出られない、必要に応じてということだとは思いますが、通常はこの是非はともかくとしまして一般的に学識経験者という規定の中で、いろんなそういった専門家の方を委員会に入らせていただいているいろいろやっていただくという手法はですね結構あると思えます。今回確認をしたいんですが、オブザーバーというようなやり方と申しますかそういう規定を改めてですね設けられた理由というのをお願いしたいと思います。正規の委員、学識経験者的な部分じゃなくてですね。オブザーバーという位置づけをされている。その部分の考え方をちょっと御説明いただければと思います。

◎議長（徳永 正道君） 商工観光課長。

●商工観光課長（北口 俊朗君） はい。今回そのオブザーバーの設置に至ったといいますのはですね、やはり遠方の方ということもありましてやはり毎回委員会に出席がちょっと難しいという方をお願いするかもしれないということもありまして、委員会の委員とは別組織といいますか、別枠でオブザーバーとして入っていただくということで執行部のほうでは協議したわけです。

◎議長（徳永 正道君） 小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい。今いろんなこういった審議会、各種委員会ですね、専門家の知見をいただくというのは必要なことであると思えますので、今の御説明私も十分理解できます。ですからそれを否定するものでございませぬが、ちょっと言い方悪いですけど、オブザーバーの考え方をですね、ちょっと乱発と言いはよくないんですけども、どんな委員会でもどんどんという形でありましてこの正規の委員さんとのですね何といいますかね、位置づけとの考え方がちょっとわかりづらくなる部分があると思えますので、私は先ほど課長の説明はですね十分理解できます。今回のケースにつきましてはですね、ただ、いろんな場面での各種委員会に考え方を余り取り入れ過ぎるとですね、委員会の位置づけ、それぞれ委員会の位置づけがですね、正規の委員さんの位置づけが不明瞭になる部分があると思えます。どうしても専門家の方の御意見のほうですね重視されるというかそういう部分が出てくる可能性もありますので、そこ付近でちょ

っと今後のいろんな委員会でのオブザーバーの考え方をちょっと慎重にと申しますか、していただければと思います。これ何で言うかといいますと、今回の議案出てませんが、もう一つの委員会の中にですね、あるいは要綱やったか規則だったですかね。条例ではございませんが、あちらにもオブザーバーが出てきておりました。ですからそこでちょっと気になりましたのでこういうことを申し上げております。今回のオブザーバーの規程挿入につきましては今課長の説明で私も理解をできるところでございます。以上よろしくお願ひします。

◎議長（徳永 正道君） 答弁は、町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい。今、小谷議員から言われましたそのオブザーバーについてはですね、今検討してる方がもう具体的にいらっしやいまして、今この本町出身で住まいは東京の方です。公益財団法人公園協会の理事長をされてます。いわゆる国立公園等の整備等を行う独立法人ですが、またさらに熊本市の政策研究所の所長もされておられます。熊本市の桜町通り再開発の座長もされておりますし、熊本城の復活検討の座長もされておられます。そういうふうなですね宇土地域の出身でありまたいろんなそういう中心市街地の活性化、そういうものにも経験を十分持っておられます。ただ今小谷議員が言われたようにですね、そういう方の考え方が最終優先されないように、むしろですねこれを利用していただく方々にこの協議には参加していただきたいと思って、定員が数が10名から20名に増えました。そうするといろんな意見が出てくると思います。それを経験豊かな方がですね、取りまとめていただいて方向性を出していただく。それぞれの意見を有意義に活用しながら、この駅前再開発のプランをですねまとめていただく、そういう経験能力のある方ということで協力をお願いしたわけです。その方が、当あさぎり町ではなかったためにオブザーバーという形をお願いしていると思います。またその制度についてはですね、今小谷議員から指摘がありましたので、私自身もよくこのオブザーバーのあり方については勉強したいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい。ありがとうございます。今回のこのケースにつきましてですね今町長の説明も含めて、私は特段疑義があるわけではございません。1点だけちょっとまた確認をさせていただきます。予算の範囲内で謝金を支給するとなっております。これもですねそういった専門家の方の場合はですね、金額的な設定はなかなか難しいんですが、本庁の場合に、こういった場面での金額の規定がですねされてたかなあと、内部規定等で結構なんですけども、あったかなというふうに私もちょっと記憶をたどったんですが、なかったような気がします。こういった制度をつかって新しくオブザーバー設置等がされていきますとですねその謝金の設定等もいろんな国県等のケースもあるようでございますので、内部規定をつかっておかれた方がいいんじゃないかなと思っておりますが、もしありましたら、ちょっとそこを確認の意味で御答弁をいただければと思います。

◎議長（徳永 正道君） 商工観光課長。

●商工観光課長（北口 俊朗君） はい。この後補正予算で計上しておりますけれども、今回のオブザーバーの謝金につきましてはですね、私どもの課で推奨商品の審査委員長をされております県立大学教授の謝金、時間当たり1万円ということを基準に設定しております。プラス旅費ということで高速代、燃料費を合わせたところで謝金としております。

◎議長（徳永 正道君） 他にございませんか。いいですか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（徳永 正道君） これから議案第12号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議長（徳永 正道君） ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時07分

◎議長（徳永 正道君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

### 日程第10 議案第13号

◎議長（徳永 正道君） 日程第10、議案第13号、令和2年度あさぎり町一般会計補正予算第6号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第13号、令和2年度あさぎり町一般会計補正予算第6号について提案いたします。令和2年度あさぎり町の一般会計補正予算第6号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億7,590万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ127億9,759万9,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 企画財政課長。

●企画財政課長（船津 宏君） はい、よろしくお願いいたします。令和2年度あさぎり町一般会計補正予算第6号について説明いたします。第1条第2項から朗読させていただきます。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。債務負担行為の補正。第二条債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正による。地方債の補正。第3条地方債の追加及び変更は第3表地方債補正による。今回の補正は、主に新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金及び臨時交付金に係る事業等を補正するものと、4月の人事異動に伴う人件費について計上するものです。次に6ページをお願いいたします。第2表債務負担行為補正です。債務負担行為の追加でございます。内容につきましては、後ほど担当課のほうから説明をいたします。次に7ページをお願いいたします。第3表地方債補正です。上の枠追加といたしまして、1件540万円を追加するものです。下の枠、変更でございますが、この表の右側の欄、補正後の限度額につきましては、3件で合計60万円を増額するものです。なお、補正後の起債の方法、利率、償還の方法については、補正前に同じでございます。詳細につきましては担当課から各事業の歳入の際に説明をいたします。次に10ページをお願いいたします。歳入です。企画財政課所管分について説明いたします。最上段の枠で目1地方交付税は、今回の補正予算の財源として、普通交付税で調整するものです。下の枠の上段目1、総務費国庫補助金の節2、社会保障税番号システム整備費補助金は、マイナンバーカードの回収業務に関するもの。その下、節4地方創生推進交付金は、従来からありました地方創生推進事業でありまして、本年からは人吉球磨観光地域づくり協議会の負担金に充てることとしております。その下、節5地方創生臨時交付金は、新型コロナウイルス感染症対策で、国の補正により措置された1兆円のあさぎり町への配分額。1億1,241万4,000円を計上をしております。今回の補正で充当している事業は、生活応援券事業ありがた商品券事業、公立学校情報機器整備事業で、内容については、歳出のほうで後ほど所管課から説明をいたします。なお、前回の第5号補正予算まで

に計上をしておりました新型コロナウイルス感染症対策事業のうち、今回のこの地方創生臨時交付金の適用が確定しております事業、第1号補正におきましては、中小企業等経営持続化補助金、利子補給補助金など、第2号補正におきましてはマスク購入費、第5号補正におきましては雇用調整助成金申請補助金、学生応援プロジェクトなど等につきまして、各予算科目で財源更正を行っておりますので、御説明をしておきます。次に14ページをお願いいたします。歳出です。人件費につきましては、人事異動に伴うもので、総務課から説明がありますので省略いたします。中ほどの欄、目7、企画振興費の節8旅費と節9需用費は新型コロナウイルス感染症の影響で、ふるさと中部会が中止になった分の不用額です。その下の目8、電子計算費の節12、委託料は先ほど歳入で説明をいたしました国外転出者によるマイナンバーカードの利用に係る戸籍附票システムの改修費用となります。その下節13ソフトウェア使用料は、新型コロナウイルス感染症対策としてWeb会議ツールのライセンス使用料です。その下節17備品購入費は、このソフトを利用したテレビ会議を行うためのパソコン、カメラ、スピーカーフォン等の購入費としております。次にその下の欄目17、ふるさと寄附対策費ですが、節12の委託料につきましては、本年4月1日から全自治体において収納代行が必須化となっておりますため、ふるさと寄附申し込み受付業務の手数料分の増分を計上しております。次に15ページをお願いいたします。上の枠の1番上の欄になりますが、ふるさと寄附管理システム改修業務委託料は、ワンストップ特例申請の増加に対応するためにバーコード印字した申請書処理ができるように、改修する費用を計上しております。その下の欄目23、生活応援給付金給付事業費ですが、これは新型コロナウイルス感染症対策として、町民1人当たり5,000円の生活応援券を支給し、町民の生活を守り、地域経済の活性化を図る目的で実施するものです。節3職員手当等、節10需用費、節11役務費は、この生活応援券を発行するための事務経費です。節18負担金補助及び交付金は、対象予定者1万5,150に対し、5,000円の応援券を配布し、利用加盟店が使用された応援券を役場のほうで換金処理をして、利用加盟店へ後日振り込むことを予定しております。企画財政課分については以上です。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） では続きまして、総務課所管分の説明を行います。11ページをお願いいたします。中ほどの目1不動産売払収入でございます。ここでは岡原地区、旧並木元団地跡地、分譲地の2区画の分譲制約による土地売払収入を計上するものでございます。次に最下段、目3雑入、説明の欄、職員健診個人負担金につきましては、職員健診対象者の増により個人負担金を増額するものでございます。以上で歳入の説明を終わります。次に歳出を説明いたします。13ページをお願いいたします。まず今回の補正では、一般職の給与費につきまして、本年4月1日の人事異動による科目間または会計間の組み替え、並びに諸手当における支給要件の変動及び共済組合負担金率の減額改定による所要の額を補正するものでございます。このことから、各科目及び特別会計での給与費に係る補正の説明は省略させていただきます。なお、給与費の補正の総額は後ほど給与費明細により説明申し上げます。では総務課所管分を2枠目の目1一般管理費から説明いたします。節8旅費、節10需用費及び次ページの節18負担金補助及び交付金では、新型コロナウイルス感染症対策により中止となった職員研修に係る経費をそれぞれ減額し、前ページ13ページをお願いいたします。節12委託料では、検診対象者の増により職員健診委託料を増額し、節13使用料及び賃借料では、新型コロナウイルス感染症対策により、出張を伴う会議説明会等の中止により、4、5月分における高速道路使用料の不用額を減額するものでございます。次ページ14ページをお願いいたします。3段目の目6財産管理費は岡原地区並木元団地跡地分譲地の分譲成約に伴い、分譲地内道路部分の排水対策を実施するために工事請負費を計上するものでございます。なお、財源には分譲による土地売払収入、290万2,000円を充てるものでございます。また、地方創生臨時交付金の交付額が決定したことにより、第1号補正による公共的空間安全、安心確保事業費に係る配分額130万2,000円を、国庫支出金に財源更正を

行うものでございます。16ページをお願いいたします。下の枠、目3町議会議員一般選挙費は、4月26日執行の当該選挙に係る経費の確定により不用額を減額するものでございます。次に26ページをお願いします。2枠目、目2非常備消防費は、新型コロナウイルス感染症対策により中止となった町及び郡消防ポンプ操法大会に係る経費を減額したものでございます。次の段、目4防災管理費は、地方創生臨時交付金の交付額が決定したことにより、第5号補正による防災活動支援事業費に係る配分額446万2,000円を国庫支出金に財源更正を行うものでございます。次に給与費明細を説明申し上げます。30ページをお願いいたします。まず特別職におきましては、新たに中心市街地活性化推進員19名の報酬を計上し、また奨学生選考委員報酬の増額を行っております。このことから、総額は各表の比較の欄に示しております。また、補正後補正前の額は各欄のとおりでございます。次に一般職の給与費について説明いたします。次ページ31ページをお願いします。一般職におきましては、本年4月1日の人事異動による科目間または会計間の組み替え、諸手当における支給要件の変動等による所要の額を補正しております。その中では、当初予算編成時以降に申し出により退職となった職員1名の給与費の減額も行っております。また、会計年度任用職員では、勤務体制の確保のための増額、及び産休代替として新たに任用する3名分の給与費を補正しております。今回の補正の総額は、各表の比較の欄に示すとおりであり、補正による補正後補正前の額は格段のとおりでございます。なお、一般会計での今回の給与費の補正の合計は1,112万3,000円の増額でございますが、全会計における今回の給与費の補正の額の合計は、217万3,000円の減額となるものでございます。次ページ32ページをお願いいたします。今回の給与費の補正は、人事異動等によるものであることから、その事由はその他の増減分に区分するものでございます。以上で総務課の説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 町民課長。

●町民課長（深水 昌彦君） はい。続きまして町民課所管について御説明を申し上げます。19ページをお願いします。歳出になります。2枠目、2枠目の下段、目3、節3最下段の時間外手当につきまして、新型コロナウイルス感染予防対策としまして中止をいたします8月に予定しておりましたきれいな川と海づくりデーに係る時間外手当を減額するものでございます。次のページをお願いします。1枠目、節7報償費でございます。委員謝金につきまして、新型コロナウイルス感染防止対策として中止をいたしました第1回廃棄物減量等推進会議の費用弁償につきまして、不用額となったものを減額するものでございます。町民課は以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（山内 悟君） それでは生活福祉課所管分の説明を申し上げます。歳入10ページをお願いします。3番目の枠で目2民生費国庫補助金、節2児童福祉総務費補助金の地域子ども子育て支援事業費補助金につきましては、町内のこども園が事業実施されます病後児保育事業に対する補助金として、補助基本額の3分の1が国から交付されるものです。次の保育対策総合支援事業費補助金につきましては、新型コロナウイルス感染線対策の保育環境改善等事業で、町内9の保育園におけるマスクや消毒液消毒装置等の購入に対する補助金として、事業費の全額が国から交付されるものです。次に11ページをお願いいたします。2番目の枠で目2民生費県補助金、節4児童福祉費補助金の地域子ども子育て支援事業費補助金につきましては、病後児保育事業に対する補助金として、補助基本額の3分の1が県から交付されるものです。次に17ページをお願いいたします。歳出でございます。一つ目の枠で目1社会福祉総務費、節18負担金補助及び交付金の社会福祉協議会運営補助金につきましては、社会福祉協議会への人件費など法人運営などに関する補助金でございますが、本年4月の社会福祉協議会の人事異動に伴う職員の人件費分について補助金を増額するものです。次の社会福祉協議会派遣職員負担金につきましては、今年4月から社会福祉協議会から生活福祉課へ、児童相談生活相談などの業務を担当する社会福祉士1名の派遣職員についての人件費負担



金でございます。次に18ページをお願いいたします。一つ目の枠の2番目、目7社会福祉施設費、節8旅費の費用弁償につきましては、本年度改修を行いますふれあい福祉センターの利用促進についての検討会を開催するための出席者の費用弁償です。メンバーは16人で、6回の検討会の開催を予定しております。次の二つ目の目1児童福祉総務費、節1報酬の会計年度任用職員報酬につきましては、生活福祉課職員の産休出産休暇に伴います、今年7月から来年3月までの9カ月分の産休代替の会計年度任用職員の報酬でございます。次の節3職員手当等の会計年度任用職員期末手当につきましても、産休代替の会計年度職員の期末手当でございます。次の節4共済費の社会保険料につきましても同じく産休代替の会計年度任用職員の町負担分の社会保険料でございます。次の節8、旅費の費用弁償につきましても同じく産休代替の会計年度任用職員の通勤手当9カ月分でございます。次の節18負担金補助及び交付金の保育対策総合支援事業補助金につきましては、町内の10の保育園の新型コロナウイルス感染対策として、マスクや消毒液備品等の購入に対する補助金でございます。国が10分の10を補助するものです。次の障害児保育事業補助金につきましては、障害児を受け入れて保育士を加配している園の補助金でございますが、当初予算では8園19人と見込んでおりましたが、本年4月からの園からの申請におきまして、10園から30人の申請がありまして、不足する額を増額するものでございます。次の病後児保育事業補助金につきましては、町内のこども園が行う病後児保育事業についての補助金です。病気の回復期にあり、集団生活が困難で、保護者が保育をできない場合に保育施設で預かり、保護者の就労支援や心身のケアを支援する事業となります。いわゆる病後児の看護保育でございます。この事業に対する補助率は、国3分の1、県3分の1、町3分の1となります。次の節2償還金利子及び割引料の地域子ども子育て支援事業県補助金返還金につきましては、令和元年度に保育園で実施した一時預かり事業の実績精算による県への補助金返還金でございます。次に3番目の枠で目1救護施設総務費、節1報酬の会計年度任用職員報酬につきましては、救護施設しらがね寮において、看護師1名と介護職7名の計8名が会計年度任用職員として勤務しておりますが、当初予算では週30時間として計上しておりましたが、週30時間では勤務シフトの都合により、職員の配置が少なくなる時間が生じるため、午前8時半から5時15分までの週4日の勤務体制を確保するため、勤務時間を1時間増やして週31時間に変更することにより、増額の補正を行うものです。次に19ページをお願いいたします。一つ目の枠で、節3職員手当等の会計年度任用職員期末手当につきましては、節1報酬で説明しました会計年度任用職員8名の勤務時間を31時間に変更することによる増額補正です。次の節8旅費の普通旅費につきましては、4月の人事異動による課長補佐であります救護施設長の認定講習の研修旅費を増額するものです。以上で生活福祉課所管分について説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 健康推進課長。

●健康推進課長（松本 良一君） それでは健康推進課所管分につきまして御説明いたします。19ページをお願いします。歳出でございます。下の枠になります。目1の保健衛生総務費、節1報酬、会計年度任用職員報酬、これは正規職員である管理栄養士が、7月下旬から産前産後休暇、それから育児休暇を取得することになっております。そのため産休代替職員を雇用するものでございます。雇用期間につきましては、8月から来年の3月までの8カ月間、ひと月当たりの勤務日数は、乳幼児健診等を実施する回数ということで、日間といたしております。それから節4の共済費、社会保険料でございますけれども、これも産休代替職員の社会保険料でございます。節8の旅費費用弁償でございますけれども、これも産休代替職員の通勤手当でございます。次のページをお願いします。上の枠の目7健康づくり推進事業費、節2償還金利子及び割引料の自殺対策推進事業費補助金返還金ということで、令和元年度事業の事業費の確定に伴う返還金でございます。次の目8スマートウェルネスシティ事業費、この中でスポーツ庁の補助を受けて実施します医療連携による健康づくり事業につきまして、新型コロナウイルスの影響によりまして、事業内容を見直し、予算の

組み替えを行うことしております。節7の報償費の講師謝金につきましては、講演会を2回開催する予定としておりましたが、新型コロナウイルスの関係で1回に減らすものでございます。節8の旅費、普通旅費につきまして、これはWeb会議に切りかえたことによりまして減額するものでございます。節12の委託料の運動スポーツ習慣化促進事業委託料につきましては、委託先から本町においていただくことで御指導いただくようにしていましたが旅費につきまして、これを減額いたしまして、ネット会議に切りかえを行いました。そのほか、事業参加者のデータ管理用のパソコンを低価格のものに移行したこと。そのほか、対組生計を購入することにしておりましたが、リースに切りかえたこと。そういったことが主な減額理由となります。運動指導業務委託料につきましては、健康運動指導士に週4回、10月から6月間の運動指導業務を委託する予定にいたしております。節13の使用料及び賃借料につきまして、先ほども申し上げましたけれども、体組生計をリース料リースに切りかえたことによりまして、この予算を組むものでございます。以上で健康推進課所管分の説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 農業委員会事務局長。

●農業委員会事務局長（山本 祐二君） はい。農業委員会所管について御説明いたします。ページは20ページです。最下段、目1農業委員会費です。節8旅費につきまして、新型コロナウイルス感染症対策により、6月2日から行われる予定でした全国農業委員会会長大会が中止になったことによる旅費の減額と、会計年度任用職員の通勤手当を上げておりましたが不用となったため減額したものです。以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

◎議長（徳永 正道君） 農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一朗君） それでは、農林振興課分の御説明を申し上げます。歳入となります。11ページをお願いいたします。2段目の枠、目4農林水産事業費県補助金の担い手づくり支援交付金についてとなります。本年度1件の経営体が採択され、補助率30%の事業によりまして補助金を受け入れるものです。次に4枠目、目5林業振興基金繰入金は、林業従事者からチェーンソー1台の導入申請がありまして、事業費、税抜価格2分の1を支援するものです。次に21ページをお願いいたします。歳出となります。目5農業経営基盤強化促進対策事業費、節18担い手づくり支援交付金事業助成金は、昨年度から実施されております強い農業担い手づくり総合支援交付金事業といいまして、融資主体型の補助事業となります。歳入で説明をいたしました1経営体におきまして、担い手育成支援タイプにおいて採択され、コンバインを導入されることになっております。次に目6農業後継者育成指導費、あさぎり中学校における農業研究クラブ事業についてになります。節7報償費、農業研究クラブにおける指導者の方への謝金、節10消耗品は、栽培に必要な資材、肥料や苗マルチの支柱などになります。また、節11役務費につきましては、指導者の方の保険料となります。次にその下、目9農業施設管理費、節14工事請負費は、あさぎり町薬草合同会社に係る施設整備で給水設備引き込みに係る工事請負費についてになります。薬草合同会社施設につきましては、町で建設を行い、平成29年7月に竣工しておりますが、町が使用料を徴収する形で合同会社に対し貸し付けを行い、運営がなされております。当該施設は、建設当時、合併前の旧深田中学校時代から井戸水のみで学校運営もなされていたこと。また、薬草洗浄の際には大量の水を使うということで、井戸水の利用、また事務員数も少ないことなどを勘案し、施設内の配管設備はあるものの、当初からつなぎ込みをされることなく飲料用としては、クリクラなどの市販の水また便所等の水も井戸水で対応されてきました。4月から合同会社の事務局員も一新され運営をなされておりますけれども、事務所の便所など井戸水を使用していることで、便器の汚れや詰まりなど故障等も起きており、その管理も大変なこと。また、今後は社員事務局員の増員も検討されていること。また合同会社内で開かれる会議等も頻繁であることから、要望に基づき実施を行うものです。なお、当該施設に係る費用につきましては、薬草加工場使用料として負担を求めたいというふ

うに考えております。次に目16、農地費、節18負担金補助及び交付金は、土地改良区における負担金についてになります。これまでその負担に対する金額の根拠等明確な根拠といったものがありませんでした。今回4つの土地改良区間において、町村負担金についての根拠についての協議がなされ、新たに提出をいただいております。今回それに基づきまして、各土地改良区の負担金の再算定を行ったものです。次のページをお願いいたします。2枠目の目1農業総務費、節12委託料は、森林環境譲与税を財源とする事業についてになります。当初予算においても幾つかの用途について既に計上をしておりますが、昨年度からそのほかの用途についていろいろと御意見をいただき検討をしてきたところです。今回金婚夫婦表彰時に贈呈を行う木製額縁の製作をしたいと考えております。本年度予定の表彰者が40組ほどいらっしゃいますので、その製作にかかる費用経費となります。その下、節18負担金補助及び交付金についてになります。南稜高校生における林業就業講習資格取得に係る経費と、ICTを活用した大型囲いわな設置と、それに伴う維持管理に係る経費の支援となります。目2林業振興費、節18負担金補助及び交付金の林業従事者育成事業補助金は、歳入でも説明をいたしました1件の事業者がチェーンソーの導入を行うものです。以上で農林振興課所管分の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 商工観光課長。

●商工観光課長（北口 俊朗君） それでは、商工観光課所管分の説明をいたします。歳入からです。10ページをお開きください。2枠目です。目5商工観光費負担金、節1商工費負担金、ふるさと市町村圏事業負担金、これは人吉球磨広域事業組合の基金を取り崩して受け入れまして、人吉球磨観光地域づくり協議会の負担金に充当いたします。続きまして次のページになりますが、1番下の枠になります。目3雑入、節1雑入、三行目の人吉球磨観光地域づくり協議会派遣職員負担金。この協議会に本町の職員も1名派遣しております。令和元年度分の実績に基づく調整額です。続きまして歳出になりますが、22ページになります。1番下の枠になります。目1商工総務費、節1報酬、中心市街地活性化推進委員報酬ということで、委員19名分の報酬を計上しております。次のページになりますが、同じく目1商工総務費、節7報償費、中心市街地活性化委員会時謝金ということで、オブザーバー分の謝金3回分を計上しております。その下の節8旅費、これにつきましては、委員19名分の3回分の費用弁償を計上しております。その下の節18負担金補助及び交付金ですが、地域イベント等補助金の減額につきましては、花菖蒲祭りの中止により補助金の減額をしております。その下おまけつき商品券発行事業補助金の増額につきましては、コロナ対策により地方消費喚起、そして生活支援を目的として2,000万円を増額し、当初予算1,000万とプラスいたしまして事業を実施するものです。次にその次の枠になりますが、目1観光費、節18負担金補助及び交付金、人吉球磨観光地域づくり協議会負担金ということで、先ほど歳入のほうではふるさと市町村圏基金、そして地方創生交付金、そして一般財源ということで計上しております。その下になりますけれども人吉球磨観光地域づくり協議会派遣職員負担金の減額につきましては、他町村より2名の職員が派遣されております。令和元年度分の実績に基づく調整額で減額補正するものであります。以上で説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 建設課長。

●建設課長（大藪 哲夫君） はい。それでは、建設課所管分につきまして御説明いたします。10ページをお願いいたします。1番下の枠の目5土木費国庫補助金の道路改良費補助金の減額ですが、国から社会資本整備交付金の内示がございまして減額するものです。11ページをお願いいたします。1番目の枠の目3、土木費国庫委託金の樋門管理委託金の増額は、国からの委託金決定通知により増額するものです。12ページをお願いいたします。1番目の枠の目4土木債の道路橋梁債の増額ですが、土木費国庫補助金が減額された分と合わせまして、用地費補償費分の増額をするものです。目7農林水産業債の農村地域防災減災事業債の増額ですが、この後歳出で説明いたしますが、清願寺ダム防災事業負担金の増額をお願いいたします。そ

の負担金が増額になることにより、起債対象となったため今回増額をお願いするものです。21ページをお願いいたします。こちらから歳出となります。1番下の目18清願寺ダム管理費です。次のページをお願いいたします。節18負担金補助及び交付金、清願寺ダム防災事業負担金の増額です。事業費が当初2,000万円から1億円に増額になったことに伴う負担金の増額となります。あわせまして財源の更正を行っております。24ページをお願いいたします。1番目の枠の目2環境整備資材等支給事業費の節13使用料及び賃借料の機械借上料と節15原材料の増額ですが、各行政区から事業の取り組みの要望がっております。現在7地区の相談がっており、予算の不足が見込まれるため今回増額をお願いするものです。2番目の枠の目2、道路維持費の節13使用料及び賃借料ですが、立野線の法面崩壊カ所の仮設材のリース料の増額をお願いするものです。あわせまして財源更正を行っております。目3道路新設改良費の節13使用料及び賃借料、電子納品支援システムリース料の増額ですが、工事用の図面作成ソフトの1台分の追加を使用するように増額をお願いするものです。節21補てん補償及び賠償金の補償費の増額は、薬師堂線の道路改良事業に伴う納屋の移転補償費分としてお願いするものです。目4道路改良費、節16公有財産購入費の増額は、古町永才線用地取得費として増額をお願いするものです。あわせて財源更正を行っております。25ページをお願いいたします。1番目の枠の節21補償補てん及び賠償金も古町永才線の農業用施設の移転補償費分として増額をお願いするものです。2番目の枠の目1河川総務費の節11需用費の消耗品と節12委託料の樋管操作員委託料の増額は、国庫委託金の増額によるものです。3番目の枠の目1公園費、節7報償費の増額は、おかどめ幸福駅周辺、基本計画策定会議にオブザーバーとしてお願いする委員の謝金分を計上したものでございます。節8旅費、今しがた申し上げましたおかどめ幸福駅周辺整備基本計画策定会議の地元委員として各種団体の代表の方をお願いするため、会議の費用弁償の増額をお願いするものです。以上、建設課所管分の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（出田 茂君） 教育課所管分を説明いたします。第2表債務負担行為補正を説明いたします。6ページをお願いいたします。学習支援ソフト使用料は、GIGAスクール構想に伴う児童生徒がパソコン端末により家庭や学校で使用する学習支援ソフトの使用料でございます。5年間の長期継続契約といたします。限度額につきましては記載のとおりでございます。次に第3表地方債補正を説明いたします。7ページをお願いいたします。変更の2号、学校施設整備事業は変更前限度額7,260万円から限度額6,190万円に減額いたします。変更理由といたしまして、この後歳入で説明いたします上小学校、岡原小学校のグラウンド改修事業に対して、文科省の学校施設環境改善交付金事業の補助対象となった額を減額するものでございます。3号の社会教育施設整備事業は、変更前限度額7,820万円から、限度額8,710万円に増額いたします。高山総合運動公園改修事業、せきれい館改修事業及び旧深田保健センター解体事業について、地方債で充当するためでございます。次に歳入を説明いたします。10ページです。最下段になります。目8教育費国庫補助金、節1学校施設環境改善交付金の増額は、上小学校、岡原小学校のグラウンド改修事業に対し、文科省の学校施設環境改善交付金事業の交付内示によるものでございます。その下の節2公立学校情報機器整備費補助金の増額は、今回の新型コロナ対策として、国の補正予算を受けて、ICTの最大の活用を進める必要性からGIGAスクール構想を本年度に前倒ししての整備に対する補助金です。補助率は児童生徒用パソコン端末の整備数3分の2に対して1台4万5,000円。その他の機器GIGAスクールサポーター配置業務委託に関する経費に対しては2分の1になります。11ページをお願いいたします。最下段の枠です。目3雑入、節1雑入、学校給食費返還等事業補助金の増額は、令和元年度における新型コロナによる臨時休校に伴う給食を中止したことによる食材等のキャンセルによる食材納入業者への違約金や給食費返還に対する費用への補助金でございます。本来であれば令和元年度に国庫補助金として受け入れるもの

でございますが、学校給食費返還等事業につきましては、文科省が全国給食会連合会へ事務委任したことから、事業費の繰り越しに伴い、市町村は雑入で受け入れるものでございます。12ページをお願いいたします。中ほどです。目6教育費、節1学校施設整備事業債の減額は、先ほど説明しました国庫補助金の学校施設環境改善交付事業の増により減額するものでございます。その下の節2社会施設整備事業債の増額は、せきれい館改修事業と旧深田保健センター解体事業分でございます。せきれい館改修事業は過疎債を、旧深田保健センター解体事業は合併特例債を充てるものでございます。次に歳出を説明いたします。歳出につきましては、人件費を除きました分を説明いたします。26ページになります。最下段の枠です。目3教育振興費、節1報酬と節8旅費、費用弁償の増額は、これまで4月と9月年2回開催しておりました奨学生選考委員会の開催を1回増やすものでございます。新型コロナによる経済的影響を受けた方を考慮し、奨学生選考委員会の回数を増やすものでございます。例年8月募集9月選考としておりましたが、今回6月募集、7、8月に随時振興受付、一定数応募者が集まったところでの選考委員会の開催を予定しております。節11役員費、細節1通信運搬費、電話料の増額は、夜間祝祭日の保護者からの緊急連絡用の携帯電話を各小・中学校へ配備する電話料金になります。27ページをお願いいたします。節12委託料、GIGAスクールサポーター配置業務委託料は、学校でのICT環境整備の設計や仕様マニュアル等の作成を行うICT技術者派遣の委託料です。3名を予定しております。節13使用料及び賃借料、ソフトウェア使用料は児童生徒のパソコン端末で使用する学習支援システム使用料です。コンテンツフィルタリングサービス使用料とウイルス対策ソフトライセンス使用料は、児童生徒が使いますパソコン端末からの有害サイトへのアクセス制限とウイルス対策ソフトの使用料です。学校無線LAN設備サービス使用料は、無線LANアクセスポイントを増設することによる使用料です。節17備品購入費は、GIGAスクール構想用の児童生徒用及び教職員用パソコン端末、1,419台の購入費、各教室に児童生徒用のパソコンを充電する電源キャビネット48台の購入費、カメラマイク6セット及び各小中学校に配備する緊急連絡用のスマートフォン6台の購入費となります。中段の枠です。目1学校管理費、節12委託料、スクールバス運行委託料の増額は、新型コロナ対策として、学校の臨時休業に伴い、学習時間を確保するために、夏季休業期間を短縮することになります。このことで盛夏炎天下の中を低学年児童が下校することで、熱中症等の危険性が生じることが予想されますので、これ避けるため下校時のスクールバス運用をするものでございます。運用期間は7月21日から8月31日の間の運用を計画しております。節14、工事請負費80万円の増額は、岡原小学校の高圧受電設備の改修工事費です。最下段の枠です。目2スクールバス運行費、節12委託料、スクールバス運行委託料の減額は、新型コロナ対策として、中学校の臨時休業に伴い、スクールバス運行を取りやめた不用額になります。28ページをお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 説明の途中でございますが、ここで休憩をいたします。午後は13時30分からでございます。

休憩 午後 0時03分

再開 午後 1時30分

◎議長（徳永 正道君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。教育課長。

●教育課長（出田 茂君） それでは教育課、歳出のほうを引き続き説明をさせていただきます。28ページをお願いいたします。上段の枠です。目2公民館費、節18負担金補助及び交付金、公民分館等施設整備費補助金の増額は、現在申請がありました6軒の公民分館の改修工事の補助金になります。下段です。目2体育施設費、財源を更正しております。29ページをお願いいたします。目1給食センター運営費中ほどにな

ります。節10 需用費、印刷製本費及び節11 役務費、郵送料、小学校給食費口座振替手数料、中学校給食費口座振替手数料の増額は、給食費の収納代行サービスを導入する費用になります。これまで学校給食費は、各小・中学校が給食費を口座振替等により徴収し、給食センターへ納付しておりました。7月からは収納代行サービスを導入することで、各学校の負担を軽減するものでございます。節13 使用料及び賃借料、AEDリース料は、これまで給食センターに設置がなかったAEDを設置するリース料になります。7月からの設置を予定しております。節14 工事請負費は、給湯器の熱交換プレートの交換費用です。節18 負担金補助及び交付金、学校給食費等事務補助金は、令和元年度の新型コロナウイルスによる臨時休校に伴い、給食を中止したことによる食材費等のキャンセルによる食材納入業者への補助金です。最後に、先ほど御説明いたしました第2表債務負担行為補正について訂正をさせていただきたいと思っております。先ほど学習支援ソフト使用料の中で、5年間の長期継続契約と申しておりましたが、5年間にわたる長期の契約と訂正をさせていただきたいと思っております。以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

◎議長（徳永 正道君） 他に説明漏れはありませんか。提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） はい、教育課にお尋ねします。27ページですねソフトウェア使用料とか、第2表の債務負担行為で学習支援ソフトの使用料というのが出ておりました。これは確認なんですけれども、学習支援ソフトと学習支援システムというのがあると思うんですけども、このソフトというのはあれでしょうか、教科書とかそういう学ぶためのソフトのことなんでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（出田 茂君） 学習支援ソフトというものはですね、授業で習いましたものについて、その学習の進捗をはかるためですねソフトでございます。例えば英語で申しますと、ヒアリングとかをですねいたしまして、ゲーム感覚でチェックすることによってですね、その子の理解度をですね確かめるようなソフトとなっております。

◎議長（徳永 正道君） 難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） はい。わかりました。そうしましたらですねこれが5年間ということで使用料も出ておりますけれども、これが球磨事務所管内で統一をされてるのかあるいはその県で決められているのか、町で独自で決められるんでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（出田 茂君） ソフトにつきましては、今後、各学校の先生方とですね、どのようなソフトが1番適切なのかですね検討しながら導入を図りたいと思っております。このソフトについては人吉球磨全体で統一するものではございません。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） はい、わかりました。ちょっと調べてみたら、全国の自治体でですね、適用できるソフトが1年間無料とかいうものもあるらしいんですよ。だから5年間のうち1年間無料ですね後4年間その使用料を払えばいいとか、その辺はよく話し合われてですね、できるだけ経費削減になるような、他のことに回せるように使っていただけたらなというふうに思います。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（出田 茂君） 今議員から御提案いただきました情報等を活用いたしまして、無理、経費的に1番高効率なソフトを導入したいというふうに考えております。よろしくお願いたします。

◎議長（徳永 正道君） 他にございませんか。加賀山議員。

○議員（4番 加賀山 瑞津子さん） 10ページの国庫支出金のところで、新型コロナウイルス感染症対策

の関係でございます。先日6月1日の全協の折に、特別定額給付金につきましては、あさぎり町は95%の処理ができていたというお話がございましたが、実は昨日の新聞に、大阪が来年の3月末に生まれる子までには5万円の支給をするっていうことが出ておりました。今日また調べましたら全国で30ほどの市町村はそういう形で対応されるっていうのもございました。実は4月27日に住民基本台帳に名前があるっていうか記載がある方が該当するということですが、今までの事業を考えておきますと、年度末までが一つの区切りであると考え、4月28日にお生まれになった子供さん、そして5月28日の最初の手続きまでを考えるとその間にも1カ月があって、ほんとに子供は生まれただけどうちは該当しないかっていうような声もあると思うんですね。創生の臨時交付金につきましては先ほど具体的に11項目、お知らせいただきましたが、ぜひ町長3月31日まであさぎりのは昨日の話で100人ぐらいしかも生まれんわけですけど、できればその子たちにも町としての支援ってのはどうなんでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） コロナ対策について感染症対策についてはですね、毎日のように新聞報道で全国の市町村が取り組んでるメニューが出てきます。ある意味なんか競い合いっちゃうような感じもあります。その中で私が一番重要だと思うのは、余り取り急ぎ過ぎて初めのうちはよかったけどだんだん後になったら支援がなくなったよねって。これは多分私はですね2年3年で継続して支援をしていかなきゃいけないと思ってます。それについては国も補正とかでちゃんと資金的な支援はしていただきますので、早期にどんどん支援しても後もちょうとそういう財源は確保できると思うんですが、やはり私が今各担当課長にお願いしてるのは、どこが一番困っておられるか。そういうところを日ごろの業務を通じて精査してほしいということをお願いしてます。その中でですね、今加賀山議員が言われたように、今年生まれた子供たちで、また定額給付金の対象にならなかった子供さんとかですね、いろんな方を見ながら、必要であるならば、今加賀山議員の提案のあった、そういう支援もやっていきたいと思えます。全体的に見て本当に困っておられる方たちをどう支援していくか、そういうことに鋭利努力をしておりますので、今加賀山議員が言われたこともそのメニューの中の一つに入れて検討していきたいと思えます。

◎議長（徳永 正道君） 他にございませんか。永井議員。

○議員（9番 永井 英治君） はい、9番です。ページは27ページの小学校費のですねスクールバスの運行委託料というのがありますが、説明の中で夏休み中の授業の熱中症の対策としてということでありました。この点をですねもっと車の台数とか、ちょっと具体的に教えてください。それから21ページ農振課に菓草会社の水道工事の工事請負費がありますけれども、その説明の中で、社員とか事務員が将来的に増員される可能性があるというようなことを説明されましたけれども、そここのところももうちょっと詳しくお願いします。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（出田 茂君） スクールバスの使用するスクールバスの台数ということでございますけれども、今現在ありますスクールバス3台と、タクシーの借り上げ1台ということで、4台を想定しております。

◎議長（徳永 正道君） 農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一朗君） はい。菓草合同会社にかかります、あそこの事務所で働かれています方というのは、先ほど社員と確かに申しましたけれども、事務員、事務局長が1番トップにおられて、その下で事務員の方がおられてという形になります。

◎議長（徳永 正道君） 永井委員。

○議員（9番 永井 英治君） まず教育課にそのくらいの台数で足りるんですね。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●**教育課長（出田 茂君）** この件につきましては事前に各小学校のほうで対象児童となる方の調査をさせていただいております。その中で、上地区が34名、免田地区が38名、岡原地区が25名、須恵地区が4名の合計101名を対象として考えております。ちなみにおおむね2キロ以上ということで判断いただいたところでございますけれども、小学校によりましては、厳密に2キロということにいたしますと、道一つを挟んで同じ登校班の子がですね一方は利用できる一方は利用できないというような事態が考えられましたものですから、そこについては登校班ごとということで学校のほうで判断していただいております。

◎**議長（徳永 正道君）** 永井議員。

○**議員（9番 永井 英治君）** はい、とにかくですね夏休み、真夏の炎天下の時期でしょうからもうそのところは抜かりはないと思いますけれども、高学年よりも低学年のほうがやはり同じ地区でもですね、優先度は高いと思いますので、そのあたりは重々考えながら実施していただきたいと思っております。それから農振課につきまして、事務員さんが増えるということはもう今からは私たちはないと思っておりますけど、その工事請負費とはちょっとですね実際の質問にはないと思いますけれども、実際の質問にはなら、なりませんけれども、今からの薬草会社の運営というところで、事務員さんが増えたりすることではないと思っておりますけれども。

◎**議長（徳永 正道君）** 農林振興課長。

●**農林振興課長（万江 幸一朗君）** はい。確かに言われるようにですね、もともと事務局長さんがおられて、その下に事務員さんがいらっしやってっていう形なんですけども、それとほかにですね、例えば工場、薬草の関係の薬草とかショウガとかですね、その辺の管理をされる工場長さん、仮称なんですけど、そういった方とかですね、そういったものを含めたところでの考えという意味で私は報告をしたわけです。作業員ですね。

◎**議長（徳永 正道君）** ほかに。皆越議員。

○**議員（10番 皆越 てる子さん）** ページは20ページですかね。運動指導業務委託料が出ておりますけれども、これ先ほどの説明では10月で10月から初めて週4回ですかねって言われましたけれども、これはどういったことをされるんですかね。1カ所に集めてされるかどうかその辺のところをお尋ねします。それと総務課長にお尋ねしますけれども、30ページの中にですねその他の特別職で19名の増を説明されました。4月から事業が始まっておりますけれども、3月31日でもう特別職の任期が切れた部分があると思っておりますので、そこ辺のところをどういった形で今進めておられるかをお尋ねいたします。

◎**議長（徳永 正道君）** 健康推進課長。

●**健康推進課長（松本 良一君）** はい。健康運動指導士の方ですけれども、週に4回10月からということで考えておりますけれども、対象者の方がですね、100名程度を目途に募集をしたいと思っております。それで1回当たりその4分の1ずつですね、25人ずつをおいでいただいて週に4回行方。参加者の方は週に1回おいでいただいて、この教室に参加していただくというようなことになります。そのほかに自宅でのウォーキングであったり、筋力トレーニングであったりを自宅でもやっていただくというような計画でおります。

◎**議長（徳永 正道君）** 総務課長。

●**総務課長（土肥 克也君）** はい。その他の特別職の任期満了との対応の件なんですけど、確かに昨年度末で任期が満了した委員もこの中には含まれていると思っております。当初予算の中では本年度も継続して附属機関等は設置し審議をいただくということで予算化はしております。現に切れており、まだ2名委嘱ができていない委員会等もございまして、それは本年度の第1回の会議等に合わせて選任等を行っているものと認識しております。空白の期間があるということは大変よくないことではございますが、今後今年度の会議等



の進捗によって委員等が委嘱していくということでございます。

◎議長（徳永 正道君） 皆越議員。

○議員（10番 皆越 てる子さん） わかりました。総務課長もですね、人選されておられると思いますけれども、早い時期にですね人選をいただいて、委嘱状の交付ができるといいなと思っております。またですね、課長にお尋ねしますけどもその100名ですよね。場所等についてはどこを考慮しておられるのでしょうか。25名の4回ですよね、1カ所でされるものかその場所についてお尋ねいたします。

◎議長（徳永 正道君） 健康推進課長。

●健康推進課長（松本 良一君） はい、25人ということで新型コロナの関係もありますので、生涯学習センターですね。免田の生涯学習センターの隣の体育館を借りて行いたいと思っております。そこだったら25人でも十分にスペースが、人と人の距離がとれるかなというようなことで体育館を予定しております。

◎議長（徳永 正道君） 皆越議員。

○議員（10番 皆越 てる子さん） はい、わかりました。募集についてはですね10月からということでございますけれども、やはり対象者をですね年齢を区切ってされるのかその辺のところも、ちょっとお尋ねしたいんですけども。どういった年代から募集されるかお尋ねいたします。

◎議長（徳永 正道君） 健康推進課長。

●健康推進課長（松本 良一君） 募集につきましてですね、できるだけ幅広い年代から参加いただければと思っております。若い人についての生活習慣病であったり、そういう方の運動によって改善の見込みがあるというような人たちもいらっしゃると思いますので、20代30代40代、上の70代でもですね参加いただければと思っております。

◎議長（徳永 正道君） 他にございませんか。小見田議員。森岡議員。失礼しました。

○議員（13番 森岡 勉君） 13番でございます。常任委員会のほうではお尋ねしたわけですが、担当所管の教育課のほうにお尋ねしたいと思います。関連する事項についてはページ27ページでございますけれども、このGIGAスクール構想に伴う教育ICTの導入をもう5年前倒しで導入するということが本件の採用計画でございますけれども、この目的につきましては御存じのとおり子供一人一人のですね、個性に合わせた教育の実現と書いてございます。その中で諸般の状況につきましては一昨日の一般質問の中で質問されておりましたけれども、私が思うには、ICT活用の導入後をどうやるかということが私は大事じゃないかと思っておりますので質問させていただいておるわけですが、導入後の効果とか使い勝手の確認、そういったことを含めて活用計画やフォローアップなどですね、どういった対応で臨むのか考えをちょっとお伺いしたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 教育長。

●教育長（米良 隆夫君） はい、では失礼します。先ほどの御質問の件でございますが、一般質問のときにもお答えをいたしましたけれども、ICTを整備するのが目的ではなくて、活用が目的であるというふうにお伝えいたしました。基本的には、学校教育活動、特に事業の中で使っていくんですが、やはり基本的にはチョークとそして指導者のトークと、そしてICTを活用しながら、場面場面でICTを効果的に使うというような授業の流れというものを大切にしていきたいというふうに思っております。事業の初めから終わりまでICT機器だけを使う事業というのは、これはもう活動というふうな形になっていきます。活動あって学習なしではなくて、やはりどこをおさえるのか、そのためにはどのような場面でICTを活用するのかということをきちんとした計画に沿って、これが授業力の工夫改善につながっていくんですけど、そのためにはやはりICT支援をフルに活用しながら、その場面場面で使うコンテンツを開発するような能力と、それから今後は中心となるICT教員を養成していくということも大事なことのひとつじゃないかなというふ

うに思っておりますけれども、とにかくICTを活用する能力というものをきちんと押さえていきたいというふうに思っております。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 森岡議員。

○議員（13番 森岡 勉君） はい、そういう答えは聞いておりますけれども、ただ私が思うのに、やっぱり1,400余の子ども達がいるわけです。1年生から中学校3年生までですね。その中で、丸々こう活動じゃなくてそれに応じた授業の中でやるということでございますけれども、やっぱりこの格差が出てきたときにその対応はどうするのかというふうなことで、それがGIGA構想の目的である先生方の働き方改革にもつながると思いますので、そこのところはどうお考えですか。

◎議長（徳永 正道君） 教育長。

●教育長（米良 隆夫君） 今回、1人1台の端末機の配布というねらいは、まずは指導者が一人一人の状況をきちんと事業の中でつかむことができるっていうのは大きなねらいの一つがございますし、また堪能な子供もクラスの中におりますが、グループでの活動で、ICTを活用した授業を展開していくときに、どうしてもやはり苦手な子供たちが置かれていってしまうというようなこともございます。1人1台の配布によって一人一人の個別に最適された状況の中で授業が展開できると一人ひとりの個に応じた指導ができるというのがICT機器を活用したねらいの一つでありますので、やはり今後は指導者が一人一人の状況に応じた丁寧な授業の展開というものをこのICT機器を使っていくことが重要ではないかというふうに思っております。

◎議長（徳永 正道君） 森岡議員。

○議員（13番 森岡 勉君） それで最後にですね、もう3回目でございますので、今後ですねこの教育ICTの活用業務につきましては、一応ホームページ上では7月1日から業務開始ということで、プロポーザル方式でやるというようなことで確認したところでございますけれども、それについての今現在の状況と、それからちょうど今学校始まりましたけれども新型コロナウイルス対策で自宅学習とということで、双方向性の勉強はできなかったわけですね、そういったところを将来見据えて考えてあるのか。お尋ねしたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 教育長。

●教育長（米良 隆夫君） はい。今回の新型コロナウイルス感染等におきまして、オンラインが非常に注目されました。そのことについては、当初オンラインまでということは考えておりませんでした。まずは1人1台と。そしてその1人1台の中にもいろいろな学習ソフトを入れて、場合によっては持ち帰って家庭での学習ということも考えておりましたが、やはり今後もオンラインというのをやっぱり重要な課題の一つとして考えていくことが大事かなというふうに思っております。またこれにつきましては、またしっかりと地域のまずネット環境を調査したいというふうに思っております。そういうところから調査をしていきまして、そして最終的にはオンライン授業の展開ができるような仕組みを整えていきたいと思っておりますし、これは全協のときに申し上げましたが、やはり集団の中に入れない子ども達があります。そういう子ども達に対して、この双方のオンラインの授業というのは非常に効果があるのではないかなと思っております。一対一だったらその子たちへの学習支援ができますので、そういう子ども達を救うといいましようか、大切にしたい授業あるいは学習の展開をしていくためには、双方向のオンラインというのは今後早急に取り入れていく必要があるかなというふうに思っております。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） はい。22ページの林業総務費について伺いますが、委託費で今回金婚夫妻の表彰の額縁製作が出てますね。多分コロナ対策の交付金活用なのかなとはそれはわかりません。財源は、

要は、一般質問で申し上げたように、コロナ対策の交付金活用に地元産材の活用というのを話しましたが、やっぱりもっとやっぱり知恵を絞ってほしいなと思ったのは、今回20万そして40組ですね。これを計上する上においてどのような議論がなされてこれだけの数に落ちついたのかなってという話なんですよ。というのは、町全体を考えると、いろんな形の中で表彰がありますもんね。教育委員会であったり福祉であったりいろんなところで年間通すと。今年はコロナの問題があってわかりませんが、やはり今回5,000円ですから、やっぱりこれが数が増えれば、若干下がるかもわかりませんし、受ける側にとってもやっぱり数が増えたほうがありがたいことですよ、実際言う。そういう意味からして、この40に何で落ちついたのかなと。町全体でどのように考えられてこのようになったのかちょっと御説明いただけませんか。

◎議長（徳永 正道君） 農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一朗君） はい。今お尋ねの件なんですけれども、これの財源としましては、一応森林環境譲与税を一応活用ということで考えております。これに至った経緯といいますのが、昨年からの森林環境譲与税が交付がなされておりますけれども、その中の議論の中でですね、これを有効的に活用するというようなことで、当初予算から他の活用方法について一応予算の計上させていただいておりますけれども、今回の補正につきましては、そのほかの使途というところですね、本当は一遍にいろんなことでもうちょっと視野を広げながらですね、対象を拡大していくということも考えられたわけですけども、今回の場合はですね、一応この金婚式の夫婦の方ということで、一応その組数等はですね担当課のほうに一応どのくらいだろうかとということをお話をいただきましたので、それに基づきまして今回はこれについて予算を計上したところでございます。

◎議長（徳永 正道君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） わかりました。ただこういったものについては、全体で共通する使える品物ですよ実際言。ですから、もう少し視点を使う視点っていうかな。を考えて、みんなで協議していくなれば、数の問題も単価の問題も私は受ける側にとってもありがたいことだろうと。林業環境税であろうと、コロナの問題であろうと、やっぱり地場の木材を活用した物をつくっていくっていうことは大事なことです。次の機会にはですねそういうふうにもう少し全体を眺めてみたところの計画をやっていただければと思います。それとあわせて、やっぱりもう少しやっぱりいろんな形での知恵を絞っていただいて、他にもいっぱいあるわけですから、まだ林業環境税で足りない分はコロナの方からでもあれは使えるんで、もう少し金がなかったらこっちに行きたい、うんもう少し林業の活性化には力入れてもらいたいと思いますけど。

◎議長（徳永 正道君） 農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一朗君） はい、議員御指摘のとおりですね、そういう考えでございましたけれども、今回はこれに絞るということになったわけですけども、今後はおっしゃられているようにですね、もうちょっと幅広い視野のもとで検討をしながらですね、全体的に見て有効な活用というものを考えていきたいと思っております。

◎議長（徳永 正道君） 他にございませんか。小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） 2点お尋ねします。まず17ページでございます。失礼しました。17ページですね、17ページの社会福祉総務費の節の18ですが、社会福祉協議会の派遣職員負担金ということで、恐らくというか、社会福祉士さんなのかなと思いますが、現在町の定員管理計画の中で、社協のほうから社会福祉士さん、これすいません社会福祉士さんだろうという前提で申し上げますが、社会福祉士さんの派遣を受けないと何かそういう専門職というか資格職がまだ足りないのかどうか。ということでまずその1点をお尋ねをしたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） はい。定員管理計画の中で、やはり専門職の必要性についても十分検討している計画でございます。今議員御質問の負担金につきましては、確かに社会福祉士を社会福祉協議会から派遣いただいているものでございます。そういう専門職におきましても定員管理計画の中で、採用計画で対応はしているところでございますが、実は一昨年ですかね。に専門職を採用したものの途中で退職をされたという事情もございます。その点も踏まえまして、社会福祉協議会との連携も必要ということで、協議会の社会福祉士を今年度は派遣をいただいて、児童福祉に携わっていただいているところでございます。

◎議長（徳永 正道君） 小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい、せっかく職についていただいた方が途中退職されたということでございますが、町の全職員数全体のですね、定員管理計画の何か私の認識ではもうその数としてはですね、職員数として、もうかなりぎりぎりのところに来ているのかなという思い、これあくまでも私個人の見解でございますが、そういう思いをしております。その中でまだまだそういう形での部門部門で今度はそういった事情があったようでございますが、資格職の方が不足をしている状態。そういったところで数の問題をちょっと絶対数ですね、人数の問題は置いてもまだそういった今社会福祉士という職種のことを申し上げておりますが、ほかにも何かそういう資格職なり専門職的な部分で、町の御当局としては、不足というか、いろいろ検討されなくてははいけないような、そういった余地が余地と申しますか、分野がまだ残っているのかどうか、その点ちょっとお尋ねしたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） はい。町が必要とする資格職、先ほどの社会福祉士、保健師、栄養士、等々ございますが、特に福祉関係の職は必要とするところでございます。現在、数人の資格職を採用して業務に当たっておりますが、当然まだ福祉の分野につきましては、まだまだ幅広い行政サービスといいますか行政の対応が求められるものでございます。今がしっかりと充足しているというものでもございませぬし、はっきり不足しているものではないと考えているところでございます。ただ、例えば地域包括支援センター、うちは直営で行っておりますが、これはもう必須となる資格職があります。そのような職員につきましては、もうずっとそこに固定しているものでございますが、やはり退職等異動等も考えるべきこともございますので、しっかりとその業務量に合った資格職について、計画を立てながら進めていくものと考えているところでございます。

◎議長（徳永 正道君） 小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい、一番最初に申し上げましたが、職員数そのものはですね、もちろん人件費等の問題でございますから一概には言えないのかもしれませんが、合併後3けたを超える減になってるんだというふうに私は思ってるんですが、人数がですね100名を超える。ということで、それなりの人員削減はなされてきた。ただその中で人が余り減り過ぎますと、職員さんが余りに減り過ぎますとですね、住民サービスを特に今課長、総務課長おっしゃったようないろんな分野で、特に福祉分野等々ですね対人、対住民としてですね、そういう場合はどうしてもマンパワーが必要になってくるわけですので、そういった中で宿泊職等の問題、そういった部分はですね今後また、行革プランあるいは定員管理計画等の見直し等々でも検討されると思いますが、必要な部分につきましてはですねきちんと、例えばこの今回の例で言いますと、社協さんのほうからですね派遣してもらわなくてもいいような状態というのは町として確保すべきじゃないかな思っております。それからもう1点、別件でございますが、今度の補正後の今回の補正案の中でですね、事項別明細の中でちょっと見ますと地方交付税で6,780万ほどの財源不足分は手当てされてるということで、これ公の場でお答えいただけることかわかりませんが、現在財政としてですね、今年度の留保財源、

留保財源的な部分で、あとどのくらい余力を持っておられるのか。もちろん交付税の算定がきちんとできてませんので、恐らく正確な数字はまだお持ちでないと思いますが、もし現時点での見込みで結構ですのでわかりであればお答えしていただくことが可能であればお願いしたいと思います。その理由は、先ほど町長がコロナ対策のところで御答弁されましたけど、まだまだ第2波、第3波が想定されるかもしれませんし、息長く対応が必要だというふうに町長おっしゃいました。全くそのとおりだと思いますので、この中で今年度特にそういった財政的な余力、留保財源的な考え方をですね、恐らく財政されてると思いますが、その付近の数字的なものももしお答えいただけるのであればですね、ちょっとお願いをしたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） はい、まず定員管理の件につきましてですね、議員も御存じのとおり、合併289名でスタートした職員数が本年度を4月1日で179名、110名の減になったところでございます。これも議員がおっしゃられました本年度行財政改革、またその中での定員管理計画を策定してまいります。専門職資格職も当然ではございますが、一般行政職、事務職につきましても、やはり今の業務とのバランスをしっかりと検証すべきと考えております。それも踏まえて、今年度今後の定員管理計画を策定してまいります。

◎議長（徳永 正道君） 岩本議員。

○議員（2番 岩本 恭典君） 2番岩本です。商工観光課にお尋ねします。23ページにですね

◎議長（徳永 正道君） ちょっとすいません。ちょっと私が早とちりしました。企画財政課長。企画財政課長。

●企画財政課長（船津 宏君） はい。小谷議員のほうからですね留保財源の力を持って対応していただきたいということでしたので、数値につきましてはちょっと今持ち合わせておりませんので、確認をしてから回答したいと思います。よろしくお願いします。

◎議長（徳永 正道君） 岩本議員。

○議員（2番 岩本 恭典君） 2番岩本です。商工観光課にお尋ねします。23ページのですね地域イベント等補助金がマイナスで計上してありますけど、当然コロナ対策によっていろんなイベントが中心になると思います。今後まだいろんなイベント等計画があさぎり町にもありますけど、どういう基準でそれを判断していくのかをお聞きしたいのと、町内でですね、例えばピアノの発表会とか、そういう駅前でちょっとした音楽のイベントをしたいとか、あとダンスのそういうイベントをしたいとか言った場合に、あさぎり町独自の基準をつくってそれに沿ってやっていくのか、それとも厚生労働省が出しているような指針に沿ってやるのかっていうのをお尋ねしたいんです。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、それについてはですね、今新しい生活様式が皆さんの手元に行っていると思いますが、やはり密にならないように、一人ひとりが1メートル以上近づくようなイベント類とか、あるいはコンサートとかそういうものはしばらく自粛していこうという考えです。それが一つの目安です。

◎議長（徳永 正道君） 岩本議員。

○議員（2番 岩本 恭典君） それでしばらくっていうのがどのくらいであるのかっていうのと、基準に書いてある基準ですね。町内の方たちに、広報には載ってませんよね。これはたしか、その基準等は、生活様式のやり方は載ってますけど、そのイベントとかそういうちょっとした催しするときのそういうことの詳細については多分載ってなかったと思うんですけど、その辺はどうですか。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） 今月の第1週の回覧ですので、まだ岩本議員のところに手元に届いてないのかもしれない

れませんが、全協でも示したとおり、新しい生活様式についてはイベントのところも書いてあります。そして会場も100人を超えないとか、1,000人を超えないとかですね、そして定員の半分であるとか、今、県のほうから示されたものをそのままあさぎり町の生活様式として皆さんにお伝えしています。ですから、回覧版あるいはあさぎり広報あさぎりあるいはホームページ、そういうところでお示しをします。これがいつまで続くのかということに関しては、やはり国とか県の指導があったならば、もう密になってもいいよとか、そういうことが示されたならばそのようにしていきたい。今の時点では、やはり国県の指導のとおりやっています。

◎議長（徳永 正道君） 小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） 11番小見田です。2点お伺いしたいと思います。ページはですね参考になりますけど27ページのGIGAスクール関係ですね、今度の補正予算がですねコロナ関係が主だということで、感染症防止対策に向けて、いろんな歳出増加が見込まれて、今度のこういうGIGAスクールもそうだと思うんですけど、こういうのがですね、今後経済対策もあわせて、今後、複数年我々の財政にのしかかるものと思いますけど、そういう場合を想定してですね、町の財政の見通しとですね、町が持つ自治体の計画の調整が必要ではなからうかと思うんですけど、それが一つ伺うことと、もう一つはですね、財源となりうる町の基金を含んで国債だとか、有価証券だとかありますけど、これが今の世界的な経済的なこの頃コロナ関係でですね、非常に変動している中における基金の基金といいますか財源のですね、管理と今後の運用について、今注意すべきことは何か、確認されていればその2点をお尋ねいたします。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、これからのですね、例えば令和3年度の当初予算の立て方とか、今までの手法ではとても立てられないんじゃないか。まずその歳入がどのくらいあるのか。それのもとに歳出も見ていくわけですけども、そういうものをしっかり見ていかなきゃいけないと思いますが、今まだ国のほうからは何もそういう示しがありませんので、今現在では令和2年度の当初予算を立てるような流れの中でやっていっているんじゃないかなと今の時点で思っています。今後国とかの方針が見えてきたらそれに沿ってやっていきたいと思っています。それと、いろんな今手だてをやってますが、今のところ、国からの地方創生臨時交付金の範囲内でできてますので、今日ですか、また2次補正が通過しますと、さらにまた交付金が増えてきます。またメニューがいろいろと指示が来るとしますので、先ほど、森岡議員からもありましたGIGAスクールのですね、ICTのWi-Fi環境を整備するとか、あるいはWi-Fi環境がないところのモバイルそういうふうな装置を購入して、Wi-Fi環境がないところにそれを貸与するとか、いろんな手だてをしますので、やはり歳出は増えてくると思うんですね。ですから、やはり一つのある意味今混乱してる状況ですので、この混乱してる状況の中でやはり先を見据えていく。早いいろんな情報を集め、幸いなことにこの地区には国会議員が2名おられますので、情報も早く伝わってきますから、そういうものを見ながらですね、決してやはり後で財政調整基金が減ってしまったとか、あのときにやり方が失敗だったとか、そういうことがないように取り組んでいきたいと。細心の注意を払ってやっていきたいと考えています。それと、基金の運営について国債とか、そういうことにつきましてはですね、担当のほうから説明をお願いしたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 会計管理者。

●会計課長（田中 伸明君） はい。基金の運用というお尋ねですので、会計課のほうで各基金を一括して運用を行っておりますので、答弁させていただきたいと思います。まず基金の運用につきましては現在、定期預金と国債等の債券で運用をしておりますけれども、約57%が預金、残りの43%が国債等の債権で、現状では運用を行っておりますけれども、財源等に補てんする基金の取り崩し、これについては、預金のほ

うである程度対応できるかなというふうに考えております。それから、国債等の債権につきましては、10年以内の満期を迎える10年以内のある程度短い債権と長期20年近くある超長期の債権に分けて運用しております、10年以内のものについては、順次償還を迎えてですね、その償還額をもって、財源が必要ならば財源に充てる。必要でなければまた積み立て運用にはかるといような計画で行っております。それからある程度長い20年債権については、今短いものが余り利率がとれませんので、できるだけ効果的な効率的な利率を替わるといことで、20年のものを買っておりますけれども、これにつきましては利息の今後の見通しとかありますので、そういった情報につきましては証券会社のほうから、順次情報をいただいて途中で売却するとか、短いものにまた買いかえるとか、そういった方法で考えております。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） 初めのほうはですね、ただ自治体計画の変更まで調整までするつもりはないといところのように伺ったわけですけど、そこまで、どれぐらいの財源に対する比率がコロナの影響であるのかといのはなかなか今の現時点ではつかめないと思うんですけど、できるだけそういうところは慎重にしてですね、行っていただいて、独自の支援をせざるをえない時点が、農業関係もですね、収支がやはりあけてみないとわからない部分も多くあるもんですから、その辺でかなりのそういう支援を求められたときに、私たちが具体的に国の施策だけで達成できるのかといのが、まだ不安でございますので、それについてが来たときには相当な金額になるもんですから、それについても御考慮願いたいと思います。それから国債なんですけど、この頃また国債の価値が、日本が赤字国債コロナ関係でかなり投入したといことで、評価がまた下がりましたですよ。ランクが。そういうことがやはり国債に対して、長期国債のほう有利なんでしょうけど、それについての情報とかその辺の評価が下がったことについての影響はありませんか。

◎議長（徳永 正道君） 田中会計管理者。

●会計課長（田中 伸明君） はい。そうですねコロナの経済対策で、国債を増発するといようなことで、そういった意味から日本の国債の価値がちょっと下がって危ないんじゃないかといようなそういったことも心配されましたけれども、日銀の国債の増発といのはある程度見込まれた数値といことで、余り今後の国債のそういった価値、価格の変動には余り影響はないんじゃないだろうかといようなそういった証券会社からの情報をいただいているところでございます。

◎議長（徳永 正道君） 企画財政課長。

●企画財政課長（船津 宏君） はい、新型コロナウイルス感染対策に関してですね、小見田議員から財政の対応について、4月の末からですね、4号補正5号補正で今回6号補正といことで、例えば5号補正の際には、特別臨時特別定額給付金、10万円の定額給付金については、国からの国庫補助100%といことで、直接町を通じて住民の方々に支給できるという。町の財政には特段の影響はないものであったんですけども、今回の6号補正、それから今日御説明いたしました地方創生臨時交付金等につきましては、全員協議会等でも説明しておりましたとおり、交付金の措置額っていうのが実際の事業額の満額になっているわけではありまして、恐らく今日国会通過するかと思いますけれども、第2次補正予算に関しても、追加の2兆円の措置がされると聞いておりますけれども、それもいろんな第一次の時に比べればですね、しがらみといたらいかなですね。若干制限のある交付金になる可能性もありますので、その辺のところも含めてですね、これから政策事業をですね取り組んでいくあるいは検討していく中でですね、留保財源、それからこれからの財源の確保とかも十分検討しながら、そういう取り組みを進めていきたいといふう考えております。小谷議員のお尋ねに関しましては、留保財源の額についてはですね、ある程度のルールにのっとって計算をして数値は出ておるとい思いますけれども、本日はちょっと持ち合わせておりませんので、また機会を見

て御報告できればと思いますので、よろしくお願ひいたします。

◎議長（徳永 正道君） 小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） 国債がですね占める割合といいますか、プライマリーバランスは大体2020年で黒字化するというような予想とかのそういう閣議決定がなされている現況はこういう状況を招いているわけなんですけども、その逆に行っているわけで、GDPの2.5倍の借金ですね、国の借金があるんですけど、その中において、いつまでも国からのこういうコロナ関係とか経済対策とか支援というのがある続けることは非常に難しかろうと思うんですけど、その辺の認識は町長はいかがお持ちですか。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい。私も新聞とかですね、あるいはテレビ報道等はまだ注目して注意して聞いているわけですが、まだ今現在日本経済は順調に推移してますし、よく言われるのが、国民の預金が3,000兆を超えるそれが裏づけとなって日本の国の借金が1兆、1,000兆円を超えても大丈夫だというような見方もある。エコノミストによっていろいろ見方が違いますけれども、総じて言うと、今の日本経済はまだまだ安泰であるというふうな判断が今日本の国内を占めているんじゃないかと思います。ですから今ここで本当に大盤振る舞いというほど補正が行われてますが、でも今ここでこの補正をやっておかないと、日本の産業自体がつぶれたら、税収も戻ってこなくなるんですよ。だからピンチのときにやはりつぎ込むところはつぎ込まないと、ここで先のことを心配して、ここを躊躇したのために日本経済がおかしくなるということもあるわけです。ですからそこはもうやはり日本で日本の経済を動かすトップの人たちが判断してやることですので、私たちはそれを信頼してついていくだけではないかと考えています。

◎議長（徳永 正道君） 他にございませんか。ないですか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（徳永 正道君） これから議案第13号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひします。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第13号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第11 議案第14号

◎議長（徳永 正道君） 日程第11、議案第14号、令和2年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算第1号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第14号、令和2年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算第1号について提案いたします。令和2年度あさぎり町の国民健康保険特別会計補正予算第1号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億2,052万7,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願ひいたします。

◎議長（徳永 正道君） 健康推進課長。

●健康推進課長（松本 良一君） はい、それでは続けて読み上げます。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。7ページをお願いします。歳入でございます。目1保険給付費等交付金、節2保険給付費等交付金、特別交付



金、特別調整交付金分ということで40万円でございます。これにつきましては、新型コロナウイルスに感染し、あるいは感染が疑われることにより、労務に服することができるできなくなった被保険者に対しまして支給します傷病手当金につきまして、支給額の10分の10が支給されるということになっておりますので、特別調整交付金として受け入れるものでございます。次のページをお願いします。歳出でございます。目1傷病手当金、これにつきましては、40万円ということで、暫定的に20万円の2人分を計上いたしております。今後の感染状況等によりまして、また新たに補正予算をお願いすることがあるというようなものでございます。説明は以上でございます。よろしくをお願いします。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（徳永 正道君） これから議案第14号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎議長（徳永 正道君） ここで10分間休憩をいたします。

休憩 午後2時31分

再開 午後2時45分

◎議長（徳永 正道君） 再開いたします。日程第12、すいません。失礼しました。先ほどの教育課長の答弁の中で訂正カ所があるようでございますので、これを許可します。教育課長。

●教育課長（出田 茂君） 先ほど一般会計補正予算の中で、永井議員から、スクールバスの台数につきまして御質問がございましたけれども、私スクールバスすべてで4台とお答えしておりましたが、内訳といたしましてスクールバスが3台、ジャンボタクシーが3台、小型タクシーが1台の計7台ということで訂正をさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

#### 日程第12 議案第15号

◎議長（徳永 正道君） 日程第12、議案第15号、令和2年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算第1号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第15号令和2年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算第1号について提案いたします。令和2年度あさぎり町の介護保険特別会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ63万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億7,848万5,000円とするものでございます。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 高齢福祉課長。

●高齢福祉課長（木下 尚宏君） はい。それでは、第2項から朗読させていただきます。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出

予算補正による。今回の補正予算につきましては、地域包括支援センターの職員の人件費に係る増額補正予算となっております。7ページをお願いいたします。歳入でございますが、目1繰越金、節1繰越金、今回の補正予算の財源として繰越金で計上するものでございます。次のページをお願いいたします。歳出になります。目1地域包括支援センター管理費の人件費補正でございます。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。  
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（徳永 正道君） これから議案第15号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

### 日程第13 議案第16号

◎議長（徳永 正道君） 日程第13、議案第16号令和2年度あさぎり町水道事業特別会計補正予算第1号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第16号、令和2年度あさぎり町水道事業特別会計補正予算第1号について提案いたします。第1条、令和2年度あさぎり町水道事業特別会計の補正予算第1号は次に定めるところによる。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 上下水道課長。

●上下水道課長（林 敬一君） はい。それでは、議案第16号につきまして説明をさせていただきます。なお、今回は人件費のみの補正予算となっております。まず2ページの第2条から読み上げさせていただきます。第2条、令和2年度あさぎり町水道事業特別会計補正予算と特別会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。支出、第1款水道事業費用、補正前の額3,626万、失礼しました。3億6,263万1,000円、補正額588万1,000円の減。計3億5,675万円。第3条、予算第4条本文括弧書きの全文を資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,176万4,000円は、過年度分損益勘定留保資金8,138万7,000円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,037万7,000円で補てんするものとするに改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。支出、第1款資本的支出、補正前の額、2億9,526万4,000円、補正額1万6,000円の減、計2億9,524万8,000円、3ページをお願いいたします。第4条、予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。科目職員給与費、補正前の額4,161万8,000円。補正額589万7,000円の減。3,572万1,000円。詳細につきましては12ページをお願いいたします。補正予算説明書の収益的収入及び支出の支出。それから14ページ、資本的収入及び支出の支出、いずれも人件費に伴う減額補正でございます。6ページをお願いいたします。令和2年度あさぎり町水道事業キャッシュフロー計算書でございます。下から3行目の資金増加額3,195万2,000円。最下段の資金期末残高、5億2,025万7,000円となる見込みでございます。10ページをお願いいたします。10ページと11ページは、令和2年度あさぎり町水道事業予定貸借対照表でございます。10ページ下段の資産合計と、11ページ最下段の負債資本合計は、とも

に46億2,400万2,427円の見込みでございます。説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

◎議長(徳永 正道君) 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長(徳永 正道君) これから議案第16号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

◎議長(徳永 正道君) 起立多数です。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第14 議案第17号

◎議長(徳永 正道君) 日程第14、議案第17号、令和2年度あさぎり町下水道事業特別会計補正予算第1号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長(尾鷹 一範君) 議案第17号、令和2年度あさぎり町下水道事業特別会計補正予算第1号について提案いたします。第1条、令和20年度あさぎり町下水道事業特別会計の補正予算第1号は次に定めるところによる。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長(徳永 正道君) 上下水道課長。

●上下水道課長(林 敬一君) はい。それでは議案第17号につきまして御説明させていただきます。まず2ページの第2条から読み上げさせていただきます。第2条、令和2年度あさぎり町下水道事業特別会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。支出、第1款下水道事業費用、補正前の額、5億9,110万9,000円。補正額781万1,000円の減。計5億8,329万8,000円。第3条、予算第4条本文括弧書きの全文を資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億2,241万8,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額224万5,000円。引き継ぎ金68万3,000円。当年度分損益勘定留保資金1億9,496万3,000円。当年度利益剰余金2,452万7,000円で補てんするものとするに改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。収入第1款資本的収入、補正前の額、2億1,447万9,000円、補正額540万円、計2億1,987万9,000円。3ページをお願いいたします。第4条、予算第5条に定めた企業債の減額限度額を次のとおり補正する。起債の目的、建設債、補正前の額、2,780万円、補正額1,050万円の減。計1,730万円。資本費平準化債補正前の額9,180万円。補正額540万円、計9,720万円。第5条予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。科目職員給与費、補正前の額2,002万6,000円、補正額672万円。計2,674万6,000円。第6条、予算第10条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。科目、利益剰余金補正前の額2,992万7,000円。補正額540万円の減、計2,452万7,000円、詳細につきましては12ページをお願いいたします。補正予算説明書の収益的収入及び支出の支出でございます。12ページから次の13ページまでは人件費に伴う補正となっております。15ページをお願いいたします。資本的収入及び支出の収入でございます。目の3行目、1目下水道事業債、節1下水道事業債につきましては、本年度計画しております下水道舗装、本復旧工事4本。工事請負費2,100万円について、今回補助率2分の1の1,05

0万円の国庫補助金の交付内示がありまして、その分の起債額を減額するものでございます。その下の2目資本費平準化債、節1資本費平準化債につきましては、本年度下水道事業が地方公営企業法適用へと移行したことに伴いまして、資本費平準化債の算出の基礎となります減価償却費が算出されるようになりまして、法適用以前と適用後の資本費平準化債の算出に差額が生じておりますので、その差額分を今回増額補正させていただくものでございます。最下段1目国庫補助金、節1突貫下水道国庫補助金につきましては、下水道事業債で説明しました下水道舗装本復旧工事の国庫補助金の交付内示額を増額補正するものでございます。6ページをお願いいたします。令和2年度あさぎり町下水道事業キャッシュフロー計算書でございます。下から3行目の資金増加額4,101万円、最下段の資金期末残高7,646万6,000円となる見込みでございます。10ページをお願いいたします。10ページと11ページは令和2年度あさぎり町下水道事業予定貸借対照表でございます。10ページ最下段の資産合計と、11ページ最下段の負債資本合計は、ともに110億5,280万2,356円の見込みでございます。説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい。15ページですけども、平準化債、法的前後の算定差額というふうにちょっと御説明をいただきました。これは平準化債を適用というか、発行しなければ何か本町としてデメリットというかマイナス面が発生する制度でしたかね。ちょっとその点確認をさせてください。

◎議長（徳永 正道君） 上下水道課長。

●上下水道課長（林 敬一君） はい、この資本費平準化債でございますが、下水道事業等におきましては、資産の耐用年数が非常に長うございます。50年とかいうことでございます。一方で起債の償還期間といいますのは大体最長30年ということになっております。その差につきまして、下水道事業等におきましては、構造的に資金不足が生じておるといような表現がなされておりますけれども、具体的に申しますと、今回9,720万円ということで上げておりますが、もし資本費平準化債を借りなければ、一般財源の繰出金なり、あるいは町民の皆様方からの使用料ですね、こちらをいただかなければならないということになっております。またこの資本費平準化債につきましては、50%が交付税措置がなされているということでございますので、借りられる間はですね、ぜひ有効的に活用していきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） いいですか。他にございませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（徳永 正道君） これから議案第17号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第17号は原案のとおり可決されました。

## 日程第15 報告第6号

◎議長（徳永 正道君） 日程第15、報告第6号、令和元年度繰越明許費繰越計算書一般会計の報告について

てを議題とします。提出者の報告を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 日程第15、報告第6号、令和元年度繰越明許費繰越計算書、一般会計の報告についてを議題とします。提出者の報告を、すいません。報告第6号、令和元年度繰越明許費繰越計算書、一般会計の報告につきましては、地方自治法施行令第146条第5項に基づき、繰越計算書を調整いたしましたので報告いたします。詳細につきましては、担当課長より報告いたしますので、よろしく願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 企画財政課長。

●企画財政課長（船津 宏君） はい。それでは、一般会計の令和元年度繰越明許費繰越計算書の説明をいたします。今お示ししております別表のとおりではございますが、事業名と翌年度繰越額だけを述べさせていただきます。財源内訳につきましては、表に記載のとおりでございますので、ご覧いただきたいと存じます。それから、繰り越しの理由でございますが、これまで補正予算などで説明をしておりますので割愛させていただきます。1行目からです。保健医療に関するアンケート調査事業127万円。救護施設法面整備事業1,120万円。農地台帳システムデータ変換作業委託事業363万円。担い手確保経営強化支援事業943万円。アフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事業94万4,000円。道路法面改良事業1,300万円。安全対策事業416万9,000円、道路改良事業435万7,000円、歩道改良事業800万円。公民分館整備事業288万2,000円。農地等災害復旧事業350万円。公共土木施設災害復旧事業300万円。以上12件、翌年度繰越額の合計が、6,538万2,000円となっております。以上で一般会計の繰越明許費繰越計算書の説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 報告が終わりました。報告第6号、令和元年度繰越明許費繰越計算書一般会計の報告について質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで報告を終わります。

#### 日程第16 諮問第1号

◎議長（徳永 正道君） 日程第16、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。お諮りします。本件はお手元に配付しました意見のとおり適任と答申したいと思います。御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 異議なしと認めます。

◎議長（徳永 正道君） したがって、諮問第1号はお手元に配付しました意見のとおり適任と答申することに決定しました。

#### 日程第17 諮問第2号

◎議長（徳永 正道君） 日程第17、諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。お諮りします。本件はお手元に配付した意見のとおり適任と答申したいと思います。御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 異議なしと認めます。

◎議長（徳永 正道君） したがって、諮問第2号はお手元に配付しました意見のとおり適任と答申することに決定しました。

#### 日程第18 発議第2号

◎議長（徳永 正道君） 日程第18、発議第2号公共施設マネジメント特別調査委員会設置に関する決議についてを議題とします。本案について提出者の趣旨説明を求めます。8番、山口和幸議員。

○議員（8番 山口 和幸君） それでは、発議第2号を朗読させていただきます。発議第2号、令和2年6月12日、あさぎり町議会議長徳永正道様。提出者あさぎり町議会議員山口和幸。賛成者あさぎり町議会議員小見田和行。公共施設マネジメント調査特別委員会設置に関する決議。上記の議案を別紙のとおり会則第10条の規定により提出します。提出の理由、平成29年3月に策定した公共施設等総合管理計画を具体化した個別施設計画の策定に当たり、第2庁舎建設事業計画を初め、老朽化した公共施設を含め、適正な管理運営を行うため、他の公共サービスに重大な影響を及ぼさないよう、その計画については、2元代表制の一翼を担う議会として、特別委員会を設置し調査する必要がある。以上であります。

◎議長（徳永 正道君） 趣旨説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（徳永 正道君） これから発議第2号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第19 発議第3号

◎議長（徳永 正道君） 日程第19、発議第3号議会活性化調査特別委員会設置に関する決議についてを議題とします。本案について提出者の趣旨説明を求めます。11番小見田和行議員。

○議員（11番 小見田 和行君） 発議第3号、令和2年6月12日、あさぎり町議会議長徳永正道様。提出者あさぎり町議会議員小見田和行、賛成者、あさぎり町議会議員橋本誠。議会活性化調査特別委員会設置に関する決議。上記の議案を別紙のとおり会議規則第10条の規定により提出します。提出の理由。あさぎり町議会の最高規範である議会基本条例が平成25年7月1日に施行され、8年目を迎える。この間各議員が、議会基本条例を理解し発言行動をしてきたかの検証をするとともに、今後さらに町民の付託策にこたえるべく、議員の役割と責任を自覚するため、特別委員会を設置し研さんする必要がある。また、議員のなり手不足が危惧される状況にあり、多様な人材を確保するための環境整備に向け、議員報酬のあり方等を含め、議題解決を図る調査が必要である。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 趣旨説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（徳永 正道君） これから発議第3号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって発議第3号は原案のとおり可決されました。

◎議長（徳永 正道君） ここで暫時休憩いたします。失礼しました。公共施設マネジメント調査特別委員会、議会活性化調査特別委員会開催のため暫時休憩します。

●議会事務局長（大林 弘幸君） 議員の皆様はタブレットは要りませんので、そのまま議員控室のほうにご移動をお願いいたします。

休憩 午後3時12分

再開 午後3時30分

◎議長（徳永 正道君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議長（徳永 正道君） ここで特別委員会の委員長、副委員長の選任結果について各委員会の代表者に報告願います。まず公共施設マネジメント調査特別委員会委員長よりの報告をお願いいたします。溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） ただいま第1回公共施設マネジメント調査特別委員会が開催されまして、委員長に私溝口峰男、副委員長に永井英治議員が選任されました。以上、報告をいたします。よろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 次に議会活性化調査特別委員会委員長の報告を求めます。橋本議員。

○議員（5番 橋本 誠君） 委員会がただいま招集されました。その中で、活性化議会活性化委員長に私橋本誠、副委員長に加賀山瑞津子議員が選任されました。皆様よろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） お諮りします。ただいま尾鷹町長から議案第18号、バックホウ型草刈り機の買入れについてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 異議なしと認めます。議案第18号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

#### 追加日程第1 議案第18号

◎議長（徳永 正道君） 追加日程第1、議案第18号バックホウ型草刈り機の買入れについてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第18号バックホウ型草刈り機の買入れについて提案いたします。バックホウ型草刈り機について、次の通り買入れるものとする。令和2年6月12日提出、あさぎり町長尾鷹一範。1、買入物件バックホウ型草刈機、内訳後方小旋回バックホウ1台、油圧ショベル用草刈り機1台、契約の相手方、球磨郡あさぎり町農林振興課地内。買入価格506万円。契約の相手方、球磨郡あさぎり町免田西2,431、株式会社球磨建機サービス、代表取締役大熊勝人、契約の方法、指名競争入札。提案理由を申し上げます。バックホウ型草刈り機の買入れについては、あさぎり町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由です。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか御審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一朗君） それでは、議案第18号についての説明を申し上げます。本件につきましては、入札を5月の29日に行い、落札業者と6月3日に仮契約を行っているところです。これまで、平成29年度からアーム型草払い機を導入し、高背の草刈りなどを受託をいたしてきたところですが、今後より多くの要望に応じていくために町で購入をいたしまして、支援センターへ無償により貸し付けという流れになります。よろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

小見田議員。

○議員（小見田 和行君） さっきうかがえばよかったですけど、バックホウ型草刈り機とありますけど、草刈り機の草刈り分を外すと溝掘用のバックホウにも使えるわけなんじゃないですか。

◎議長（徳永 正道君） 農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一郎君） はい。確かに草を刈るモアの部分ですね、それを外すと可能ではあると思います。溝掘りはですね、ただそのバケットとかですねそういったものはありませんので。

◎議長（徳永 正道君） 農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一郎君） はい。ですのであくまでも草払い機用に購入するバックホウでありますので、今回導入しました機器機材につきましてであれば、溝掘りはできないということです。

◎議長（徳永 正道君） 他にございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（徳永 正道君） これから議案第18号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎議長（徳永 正道君） お諮りします。ただいま尾鷹町長から議案第19号ふれあい福祉センター改修工事請負契約の締結については提出されました。これを日程に追加し、追加日程第2として議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 異議なしと認めます。議案第19号を日程に追加し、追加日程第2として議題にすることに決定しました。

### 追加日程第2 議案第19号

◎議長（徳永 正道君） 追加日程第2、議案第19号、ふれあい福祉センター改修工事請負契約の締結についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第19号、ふれあい福祉センター改修工事請負契約の提携について、提案いたします。ふれあい福祉センター改修工事について、次のとおり工事請負契約を締結することとする。令和2年6月12日提出、あさぎり町長尾鷹一範。工事名、ふれあい福祉センター改修工事。工事内容、建設工事、改修、増築外構、解体、電気設備工事、機械設備工事、工事場所、球磨郡あさぎり町岡原北地内。契約金額、3億5,200万円。契約の相手方、熊本県人吉市西間上町2,479の1、丸昭建設株式会社代表取締役、松村陽一郎、契約の方法、条件付一般競争入札。提案理由を申し上げます。ふれあい福祉センター改修工事請負契約の締結について、あさぎり町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例、第2条の規定により議会の議決を経る必要がある。これが議案を提出する理由であります。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（山内 悟君） それでは、ふれあい福祉センター改修工事契約の締結について説明申し上げます。本件につきましては、入札を令和2年6月1日に行いまして、現在、落札業者と仮契約を締結してい



るところでございます。工事内容につきましては、この書いてあるとおり、建築工事、電気設備工事、機械設備工事でございます。工事の期間につきましては、令和3年2月19日を予定しているところでございます。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。溝口議員。

○議員（溝口 峰男君） これは町長のほうから丸昭建設さんだけのお名前しかできませんでしたがけれども、共同企業体ではなかったんですか。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） 共同企業体です。丸昭建設と勇工務店の共同企業体です。

◎議長（徳永 正道君） ほかに。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（徳永 正道君） これから議案第19号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎議長（徳永 正道君） お諮りします。ただいま尾鷹町長から同意第2号、あさぎり町教育委員の任命同意についてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第3として議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 異議なしと認めます。同意第2号を日程に追加し、追加日程第3として、議題とすることに決定しました。

### 追加日程第3 同意第2号

◎議長（徳永 正道君） 追加日程第3、同意第2号あさぎり町教育委員の任命同意についてを議題とします。提出者の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 同意第2号あさぎり町教育委員の任命同意についてよろしくお願いいたします。あさぎり町教育委員を次のとおり任命したいので議会の同意を求めます。令和2年6月12日提出、あさぎり町長尾鷹一範。住所、熊本県球磨郡あさぎり町岡原北1,014番地2、氏名、伊勢啓史朗生年月日、昭和29年8月17日生まれ。提案理由を申し上げます。あさぎり町教育委員任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。提案申し上げますので、同意いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 提出者の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（徳永 正道君） これから同意第2号を採決します。この採決は無記名投票で行います。議場の出入り口を閉じます。ただいまの出席議員は13人です。次に立会人を指名します。会議規則第28条の規定によって立会人5番、橋本誠議員。6番、小出高明議員を指名します。投票用紙を配ります。念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載願います。また、白票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。投票漏れ用紙の配布漏れはありませんか。投票箱を点検します。異常なしと認めます。ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。投票漏れはありませんか。投票漏れなしと認めます。投票を終わります。開票を行います。橋本議員、小出議員、開票の立ち会いをお願いいたします。投票の結果を報告します。投票総数13票。有効投票13票。無効投票0。有効投票のうち賛成票13票。反対票ゼロです。以上のとおり賛成が多数です。したがって、同意第2号あさぎり町教育委員の任命同意については同意することに決定しました。議場の出入り口を開きます。

◎議長（徳永 正道君） お諮りします。本定例日の会議で議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 異議なしと認めます。したがって条項、字句、数字その他の整理を議長に一任することに決定いたしました。

◎議長（徳永 正道君） 以上で本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。令和2年度あさぎり町議会第3回会議を閉会します。

●議会事務局長（大林 弘幸君） 起立願います。礼。

## 午後3時50分 閉 会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 2 年 9 月 1 8 日

議 長 徳 永 正 道

署名議員 橋 本 誠

署名議員 小 出 高 明